



# 検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 102-103		学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 地図	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	12	側注①	中国と台湾が領有を主張している。(→p. 172)	生徒が誤解するおそれのある表現である。(台湾)	3-(3)
2	12	側注②	台湾島に移り政府を樹立。	生徒が誤解するおそれのある表現である。(政府を樹立)	3-(3)
3	73	図①	サルカントアイ山 (Nev. Salccantay)  (75ページ図①中, サルカントアイ山 (Nev. Salccantay) も同様)	不正確である。 (Salccantay)	3-(1)
4	115	図ア	太田川の三角州	生徒にとって理解し難い図である。 (スケール)	3-(3)
5	116	写真エ	氷河の変化(ノルウェー) a2004年 b2009年	生徒が誤解するおそれのある写真である。 (季節)	3-(3)
6	139	図A	各国の経済成長と地域経済統合 NAFTA(北米自由貿易協定)	生徒が誤解するおそれのある図である。 (現在の地域経済統合について)	3-(3)
7	160	図C	古代の日本図(8世紀ごろ～)	生徒が誤解するおそれのある図である。 (写本が古代に作成されたかのように誤解する)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

2 枚中 1 枚目

受理番号 102-104		学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 地図	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	1 - 3 表見返		「北緯40度緯線に沿う断面図」の北緯40°上の距離	生徒にとって理解し難い図である。 (距離)	3-(3)
2	7		「世界の気候区と海流」の凡例内、「気候グラフをのせた都市, 基地→P153参照」	生徒にとって理解し難い表現である。 (参照ページ)	3-(3)
3	24		台湾	生徒にとって理解し難い図である。 (縮尺)	3-(3)
4	26		朝鮮半島	生徒にとって理解し難い図である。 (縮尺)	3-(3)
5	33	図3	鉱工業と日本企業の進出	生徒にとって理解し難い図である。 (フィリピンの値とグラフ表現の関係)	3-(3)
6	49 - 50		「アフリカ大陸 領域図」内、係争中の国界  (51～52ページ, 77～78ページも同様)	生徒にとって理解し難い図である。 (15～16ページと比較して理解し難い。)	3-(3)
7	63		アントウェルペンとアンベルス	相互に矛盾している。 (66ページ「アントウェルペン(アンベルス)」)	3-(1)
8	73	図1	言語	生徒が誤解するおそれのある図である。 (ウラル語族の塗色の範囲)	3-(3)
9	73	図4	「農業形態と漁場」の薄紫色の塗色	生徒にとって理解し難い図である。 (凡例不備)	3-(3)
10	80		北ユーラシア	生徒にとって理解し難い図である。 (九州地方の「高知」)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

2 枚中 2 枚目

受理番号 102-104		学校 高等学校		教科 地理歴史		種目 地図		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
11	80		「北ユーラシア」内，朝鮮半島内の一点鎖線	相互に矛盾している。 (16ページ「アジア大陸 領域図」の朝鮮半島内の破線)	3-(1)				
12	87		北アメリカ大陸	生徒にとって理解し難い図である。 (グリーンランドの塗色と凡例の関係)	3-(3)				
13	88		「アメリカ合衆国，カナダの農林産物の貿易（輸出）シェア」内，小麦	生徒にとって理解し難いグラフである。 (ウクライナの比率とグラフ表現の関係)	3-(3)				
14	92		「アメリカ合衆国中東部」内，メリーランド州とバージニア州の州境	相互に矛盾している。 (90ページ「アメリカ合衆国」内，メリーランド州とバージニア州の州境)	3-(1)				
15	118	図2	「日本列島」内，「▲（赤）斜里岳」	相互に矛盾している。 (148ページ「▲（黒）斜里岳」)	3-(1)				
16	147 - 148		北海道地方	生徒にとって理解し難い図である。 (縮尺)	3-(3)				
17	157		「世界の各国統計1」内，合計特殊出生率，産業別人口 (159ページ，161ページも同様)	生徒にとって理解し難い表である。 (単位)	3-(3)				
18	189	左7	氾濫リスク	誤りである。 (ルビ)	3-(1)				
19	189		「島原市付近（1:25,000地形図）」内，「島原：平成29(2017)年12月調整」	生徒にとって理解し難い表現である。 (調整)	3-(3)				
20	192 裏見返	図3	世界のプレートと造山帯，安定陸塊	生徒にとって理解し難い図である。 (縮尺)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 102-105	学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 地図	学年
--------------	---------	---------	-------	----

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	60 - 61	E-G 4-6	北アメリカ 太平洋 PACIFIC OCEAN	誤記である。	3-(2)
2	118	図④	森林の減少率 (グリーンランド)	生徒にとって理解し難い図である。 (塗色について。)	3-(3)
3	122	図②	米・小麦・とうもろこしの分布と米・ 小麦の移動 (水平にひかれた直線(中央付近)) 同ページ 図③ 「牛・豚・羊の分布と	生徒にとって理解し難い図である。 (表記の位置に照らして。)	3-(3)
			日本の肉の輸入 (水平にひかれた直線(中央付近))		
4	128	図③	国家間の結合 北アメリカ自由貿易協定 (NAFTA)	生徒にとって理解し難い図である。 (現況に照らして。)	3-(3)
5	裏見返 後1	図③	プトレマイオス(トレミー)の地図 (150年ごろ)	生徒が誤解するおそれのあるタイトルである。 (150年頃、本図が描かれたかのように。)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 102-106		学校 高等学校		教科 地理歴史		種目 地図		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	40	図1	ASEANと周辺諸国の結びつき (台湾)	生徒にとって理解し難い図である。 (塗色の単位について。)	3-(3)				
2	87	図6	アメリカの人種・民族別人口予測 黒人, アジア系, ヒスパニック (縦軸)	生徒にとって理解し難い図である。 (「9」千万人の目盛について。)	3-(3)				
3	139	図2	宗教 (左下) 世界の宗教人口の割合 (出典名)	誤記である。	3-(2)				
4	145	図1	国家間の結合 北アメリカ自由貿易協定 (NAFTA)	生徒にとって理解し難い図である。 (現況に照らして。)	3-(3)				
5	150	図5	新幹線・高速道路	誤記である。 (都市名, 高速道路名)	3-(2)				
6	152	中右写真	上 台風と秋雨前線 下 冬型気圧配置での雲の様子	生徒にとって理解し難い衛星画像である。 (各々のタイトルに照らして。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 102-107	学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 地図	学年
--------------	---------	---------	-------	----

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	4 目次		もくじ 「カフカス地方・カスピ海周辺 34」  34ページタイトル 「カフカス地方・カスピ海沿岸」	相互に矛盾している。 (「周辺」と「沿岸」)	3-(1)
2	121	図1	言語 凡例 スラブ語派, インド=イラン語派	生徒にとって理解し難い図である。 (凡例は, 本図と異なる為。)	3-(3)
3	133	図1	世界の国家間の結びつき 北アメリカ自由貿易協定 (NAFTA)	生徒にとって理解し難い図である。 (現況に照らして。)	3-(3)
4	134	図5	東南アジア諸国連合 (ASEAN) と周辺 諸国の結びつき (台湾)	生徒にとって理解し難い図である。 (塗色の単位について。)	3-(3)
5	164	図3	世界の地震・津波による被害 1990年5月 イラン マンジール地震	生徒が誤解するおそれのある図である。 (「5月」)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-83		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 地理総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	4	上囲み	「Key Words」内、「※中学校社会科地理で学習した用語には下線を付しています。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (全ての用語を中学校社会科地理で学習したと誤解する)	3-(3)	
2	13	図5	「2万5千分の1地形図」内、「電子地形図25000「京都」令和2年2月調整」	生徒にとって理解し難い表現である。 (調整)	3-(3)	
3	13	図6	「1万分の1地形図」内、「東山」昭和61年測量	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (測量)	3-(3)	
4	17	図3	「絶対分布図と相対分布図の例」内、 (C)図形表現図  (同ページ図3(D)流線図、41ページ 図8「各国・地域のGNIに占める観光収	生徒にとって理解し難い図である。 (凡例の最大値と図形表現の関係)	3-(3)	
			入の割合と主な国の国際観光収支」、 186ページ 図1「世界の平均寿命と主な国のHIV(エイズ)感染者数」も同様)			
5	32	図4	国連加盟国数の推移	生徒にとって理解し難い図である。 (1960年、1990年の国連加盟国数)	3-(3)	
6	33	19 - 20	北米自由貿易協定(NAFTA)  (同ページ図5も同様)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (NAFTAが現在も効力があるように誤解する)	3-(3)	
7	43 - 144		第2部第1章 生活文化の多様性と国際理解	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2)イ(7)「日本との共通点や相違点に着目し、」に照らして扱いが不適切)	2-(1)	
8	49	12 - 14	また変動帯では、マグマの作用によって銅や銀、すずを高い密度で含む鉱床が形成され、これらの鉱産資源は現代の産業に欠かせないものになっている。	生徒にとって理解し難い表現である。 (全ての変動帯で鉱床が形成されると誤解する)	3-(3)	
9	90	図3	世界中から集まった巡礼者であふれる聖モスク	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2)イ(7)「宗教の関わりなどについて…多様な…価値観などをもっている人々と共存していく」に照らして扱いが不適切)	2-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-83		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 地理総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
10	91	右囲み	「深める パレスチナ問題」内、「第一次世界大戦後にヨーロッパで迫害を受けたユダヤ人の入植が始まると、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (迫害を受けた時期を誤解する)	3-(3)	
11	94 - 95		「3 豊富な石油資源による人々の生活の変化」(全体)  (100～101ページ「3 インドの経済成長と生活の変化」も同様)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2)イ(7)「ふさわしい特色ある事例を選んで設定すること。」に照らして扱いが不適切)	2-(1)	
12	143	図6	ヨーロッパの経済格差と外国人の移動	生徒にとって理解し難い図である。 (トルコの塗色)	3-(3)	
13	153	図7	「アグロフォレストリーのしくみ」内、「〔文部科学省資源調査所資料〕」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (文部科学省に資源調査所があるように誤解する)	3-(3)	
14	189	表1	2000年以降に発生した主な自然災害	生徒にとって理解し難い表である。 (2000 気象(大雨・洪水) ベネズエラ 3万) (2006 火山 インドネシア 5800)	3-(3)	
15	190	図2	日本とイギリスの地形の比較	生徒にとって理解し難い図である。 (スケールと断面図の距離の関係)	3-(3)	
16	193	図7	東京周辺における冬季(1月平均)の気温分布(2010年1月午前7時平均)	生徒が自ら活動を行えるよう適切な配慮がされていない。 (スケール)	2-(14)	
17	194	図2	主な地震の震源の深さ	学習上必要な出典が示されていない。	2-(14)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-85		学校 高等学校		教科 地理歴史		種目 地理総合		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	3 目次		特集 地域から見てみよう ①東アジア, ②東南アジア, ③南アジア, ④北アフリカ・西アジア・中央アジア, ⑤サブサハラ・アフリカ, ⑥ヨーロッパ, ⑦ロシアと周辺諸国, ⑧オセアニア, ⑨アングロアメリカ, ⑩ラテンアメリカ	「地域から見てみよう」は, 学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして, 扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2)イ(ア)「世界の人々の多様な生活文化の中から地理的環境との関わりが深い, ふさわしい特色ある事例を選んで設定すること。」, 内容の取扱い(2)イ(イ)「世界各地で見られる様々な地球的課題の中から, ふさわしい特色ある事例を選んで設定すること。」)	2-(1)				
2	17	図3	1/25,000「若松」「会津広田」(福島県)2017年調整 220ページ「富岡」1/25,000(2016年調整)(2か所)	生徒にとって理解し難い表現である。 (「調整」)	3-(3)				
			221ページ「富岡」1/25,000(2016年調整)						
3	22	1	maps.gsi.go.jp 197ページ http://ktgis.net/kjmapw/	学習上の参考にする情報を参照させるウェブページのアドレスは, 発行者が管理するものでない。	2-(18)				
4	27	図5	エジプトとイスラエル間の国境 「イスラエル」	生徒にとって理解し難い図である。 (文字の位置に照らして。)	3-(3)				
5	28	図1	日本の領域と排他的経済水域(EEZ) 凡例「日本の200海里排他的経済水域の範囲」	生徒にとって理解し難い図である。 (同水域の範囲について。)	3-(3)				
6	29	5 - 7	北方領土は現在も事実上ロシアによって統治されているが, ……。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (北方領土に対する我が国の立場を踏まえた現況に照らして。)	3-(3)				
7	29	8 - 10	韓国との間には竹島(島根県)の領有権問題を抱えている。日本の領土である竹島は韓国に不法に占拠されており, 日本は国際法に則った平和的解決を求め続けている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (竹島に対する我が国の立場に照らして。)	3-(3)				
8	29	10 - 14	また, 尖閣諸島(沖縄県)は, …… 日本が有効に支配し続けており, 領土問題は存在していない。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (尖閣諸島に対する我が国の立場に照らして。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-85		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 地理総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
9	29	図3	北方領土問題 樺太	生徒にとって理解し難い図である。 (日露和親条約時の当地の状況について。)	3-(3)	
10	31	4 - 5	アメリカは、カナダ・メキシコと北米自由貿易協定 (NAFTA) を結んでいる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (北米自由貿易協定 (NAFTA) に関する現況に照らして。)	3-(3)	
11	78	図1	「フーチエン (福建) 土楼 (中国)」 及びキャプション	生徒にとって理解し難い表現である。 (同ページ 3-5行 「人々は、洪水などの自然災害を受けにくく水も得やすいといった自然条件や、身分・役職などの社会条件を考慮して集落をつくってきた。」に照らして。)	3-(3)	
12	88	図2	「カーバ神殿に巡礼するムスリム (イスラームの人々)」 (写真中に示された説明)	写真中に示された説明は、学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い (2) イ(7) 「宗教の関わりなどについて・・・多様な・・・価値観などをもっている人々と共存していく」)	2-(1)	
13	101	図4	オリンピック開催都市と参加国・地域の推移 (アフリカ大陸)	生徒が自ら活動を行えるよう適切な配慮がされていない。 (同ページ 「Try!」に照らして。)	2-(14)	
14	117	図6	ニューヨークにおける都市内格差	生徒にとって理解し難い図である。 (着色について。)	3-(3)	
15	145	左上図	酸性雨の世界的な分布	生徒にとって理解し難い図である。 (時点について。)	3-(3)	
16	147	図4	世界の森林面積の変化	生徒にとって理解し難い図である。 (中国、ブラジル、インドネシアの増減量 及びマダガスカルの塗色。)	3-(3)	
17	164 - 181		地域から見てみよう ①東アジア、②東南アジア、③南アジア、④北アフリカ・西アジア・中央アジア、⑤サブサハラ・アフリカ、⑥ヨーロッパ、⑦ロシアと周辺諸国、⑧オセアニア、⑨アングロアメリカ、⑩ラテンアメリカ	「地域から見てみよう」は、学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容B (1) 「生活文化の多様性と国際理解 場所や人間と自然環境との相互依存関係などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、・・・。」、 内容B (2) 「地球的課題と国際協力 空間的相互依存作用や地域などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、・・・。」)	2-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

3 枚中 3 枚目

受理番号 102-85		学校 高等学校		教科 地理歴史		種目 地理総合		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
18	164 - 181		地域から見てみよう  ①東アジア, ②東南アジア, ③南アジア, ④北アフリカ・西アジア・中央アジア, ⑤サブサハラ・アフリカ, ⑥ヨーロッパ, ⑦ロシアと周辺諸国, ⑧オセアニア, ⑨アングロアメリカ, ⑩ラテンアメリカ	「地域から見てみよう」は、学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2)イ(ア)「世界の人々の多様な生活文化の中から地理的環境との関わりの深い、ふさわしい特色ある事例を選んで設定すること。」、 内容の取扱い(2)イ(イ)「世界各地で見られる様々な地球的課題の中から、ふさわしい特色ある事例を選んで設定すること。」)	2-(1)				
19	164 - 181		地域から見てみよう  ①東アジア, ②東南アジア, ③南アジア, ④北アフリカ・西アジア・中央アジア, ⑤サブサハラ・アフリカ, ⑥ヨーロッパ, ⑦ロシアと周辺諸国, ⑧オセアニア, ⑨アングロアメリカ, ⑩ラテンアメリカ	「地域から見てみよう」は、主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。	2-(13)				
20	171	上図	ムスリムの分布と国別宗教人口割合 (スケールバー)	生徒にとって理解し難い図である。 (縮尺)	3-(3)				
21	186	11 - 13	「今は山中 今は浜 今は鉄橋渡るぞと 思う間も無くトンネルの 闇を 通って広野原」・・・鉄道唱歌の歌詞	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (引用について、「鉄道唱歌」であるかのように。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-86		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 地理総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	3 目次	下囲み	GLOBAL REPORT 各章の学習内容に関連した各地域の話題	生徒にとって理解し難い表現である。 (学習内容との関連。)	3-(3)	
2	4 目次	上囲み	3 時差を計算して航空時刻表を読み取ろう・・・18	生徒にとって理解し難い表現である。 (18ページ 「3 経年変化のグラフを読み取ろう」に照らして。)	3-(3)	
3	4 目次	中左囲み	復習 中学校で学習したことのある内容	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
4	15	図5 下	パナマ運河	写真に、学習上必要な年次が示されていない。 (39ページ 図5 「拡張されたパナマ運河」に照らして。)	2-(10)	
5	43	図5	各国のインターネット普及率 (グリーンランド、台湾) 44ページ 図3 「国別一人あたり国民総所得」	生徒にとって理解し難い図である。 (「各国」、「国別」、「進出国」、「国」に照らし、塗色の単位について。)	3-(3)	
			(フランス領ギアナ、カシミール地方) 99ページ 図8 「アメリカに本社があるハンバーガーチェーンM社の世界各国への進出時期」			
			*現在は店舗がない国・・・ (グリーンランド、台湾、フランス領ギアナ、カシミール地方、中印国境(未確定)地域付近) 101ページ 図9 「アメリカ合衆国の穀			
			物メジャーC社の進出国」 (グリーンランド、フランス領ギアナ) 145ページ 図6 「各国の栄養不足人口割合および第一次産業従事者の割合が			
			高い国・・・」 (台湾)			
6	46	5 - 6	北米自由貿易協定 (NAFTA) などの域内における自由貿易の推進がある。 同ページ 図3 「NAFTAにかわる貿易協定となる「米国・メキシコ・カナダ協	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (北米自由貿易協定 (NAFTA) に関する現況に照らして。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-86		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 地理総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
			定 (USMCA) の署名 (2018年) 」 各国の批准待ちで、2020年2月時点で 未発効である。			
7	48	図1	第二次世界大戦後の世界 (北樺太)	生徒にとって理解し難い図である。 (塗色について。)	3-(3)	
8	49	6 - 7	北米自由貿易協定 (NAFTA) などのよ うに、地域圏の形成も進んでいる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (北米自由貿易協定 (NAFTA) に関する現況に照らし て。)	3-(3)	
9	50 - 51		GLOBAL REPORT アフリカ 52～53ページ 「同 アングロアメリカ 」 54～55ページ 「同 オセアニア」	「GLOBAL REPORT」は、学習指導要領に示す内容に照 らして、扱いが不適切である。 (内容B (1) ア(7)「世界の人々の特色ある生活文化 を基に、・・・理解すること。」、 内容B (1) ア(4)「世界の人々の特色ある生活文化	2-(1)	
				を基に、・・・理解すること。)		
10	50 - 51		GLOBAL REPORT アフリカ 52～53ページ 「同 アングロアメリカ 」 54～55ページ 「同 オセアニア」	「GLOBAL REPORT」は、学習指導要領に示す内容の取 扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い (2) イ(7)「世界の人々の多様な生 活文化の中から地理的環境との関わりの深い、ふさ わしい特色ある事例を選んで設定すること。)	2-(1)	
11	50 - 51		GLOBAL REPORT アフリカ 52～53ページ 「同 アングロアメリカ 」 54～55ページ 「同 オセアニア」	「GLOBAL REPORT」は、主たる記述と適切に関連付け て扱われていない。	2-(13)	
12	52	中左図	アングロアメリカの国々 (凡例)	生徒にとって理解し難い図である。 (グリーンランドの塗色について。)	3-(3)	
13	69	図7	言語・民族分布図と公用語の分布 (タイトル)	生徒にとって理解し難い図である。 (「民族分布図」)	3-(3)	
14	74	図1	移牧が行われているヒマラヤのランタ ン谷 (ネパール)	写真に、学習上必要な年次が示されていない。 (同ページ右上囲み内、「2015年4月におこった大地 震によって発生した雪崩によってランタン谷の村々 は壊滅的な被害を受けたが、復興にともない、ゾモ の移牧も復活し、名物のチーズの生産も再開されつ	2-(10)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の  
第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

4 枚中 3 枚目

受理番号 102-86		学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 地理総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
				つある。」に照らして。)	
15	95	図6	海と陸の間に吹く風	生徒にとって理解し難い図である。 (本コラムタイトル「風の流れ・・・」, 副題「地球規模の風の流れ・・・」に照らして, 大気現象の空間スケールが異なる為。)	3-(3)
16	106	図2	ジャンクフード店が並ぶイギリスの中心市街地	生徒にとって理解し難い図である。 (タイトルに照らして。)	3-(3)
17	110 - 111		GLOBAL REPORT 東アジア①中国 112～113ページ 「同 西アジア・中央アジア」 114～115ページ 「同 ロシア」	「GLOBAL REPORT」は, 学習指導要領に示す内容に照らして, 扱いが不適切である。 (内容B (1) ア(7)「世界の人々の特色ある生活文化を基に, ...理解すること。」, 内容B (1) ア(4)「世界の人々の特色ある生活文化	2-(1)
			116～117ページ 「同 ラテンアメリカ」	を基に, ...理解すること。)」	
18	110 - 111		GLOBAL REPORT 東アジア①中国 112～113ページ 「同 西アジア・中央アジア」 114～115ページ 「同 ロシア」	「GLOBAL REPORT」は, 学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして, 扱いが不適切である。 (内容の取扱い (2) イ(7)「世界の人々の多様な生活文化の中から地理的環境との関わりの深い, ふさわしい特色ある事例を選んで設定すること。)」	2-(1)
			116～117ページ 「同 ラテンアメリカ」		
19	116	図1	アンデス高地でのアルパカの放牧 (ペルー) アルパカはおもに毛用・肉用・・・リヤマは荷役・肉用である。	生徒にとって理解し難い表現である。 (アルパカとリヤマが飼われている地域とその目的について。)	3-(3)
			巻末8 その他の家畜 また, アンデス山脈の高地では, ラクダの仲間のリヤマやアルパカ(p. 116)がおもに毛用として飼育されている。		
			同ページ 図10 高地で放牧されているリヤマ (ボリビア)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-86		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 地理総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
20	139	図6	世界各国の人口増加率	生徒にとって理解し難い図である。 (境界線について。)	3-(3)	
21	160 - 161		GLOBAL REPORT 東アジア②韓国 162～163ページ 「同 東南アジア」 164～165ページ 「同 南アジア」 166～167ページ 「同 ヨーロッパ」	「GLOBAL REPORT」は、学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容B (1) ア(7)「世界の人々の特色ある生活文化を基に、・・・理解すること。」、 内容B (1) ア(4)「世界の人々の特色ある生活文化	2-(1)	
				を基に、・・・理解すること。)		
22	160 - 161		GLOBAL REPORT 東アジア②韓国 162～163ページ 「同 東南アジア」 164～165ページ 「同 南アジア」 166～167ページ 「同 ヨーロッパ」	「GLOBAL REPORT」は、学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2)イ(7)「世界の人々の多様な生活文化の中から地理的環境との関わりの深い、ふさわしい特色ある事例を選んで設定すること。」)	2-(1)	
23	160 - 161		GLOBAL REPORT 東アジア②韓国 162～163ページ 「同 東南アジア」 164～165ページ 「同 南アジア」 166～167ページ 「同 ヨーロッパ」	「GLOBAL REPORT」は、主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。	2-(13)	
24	173 - 202		第3編 第1章 自然環境と防災	「第3編 第1章 自然環境と防災」は、学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容C (1) ア(7)「我が国をはじめ世界で見られる自然災害・・・を基に、・・・」)	2-(1)	
25	176	図4	「山脈や河川などの分布」内、「おもな山脈」 (「九州平野」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (「平野」)	3-(3)	
26	177	図9	岩石海岸 浦富海岸 (とみうらかいがん)	誤記である。 (振り仮名)	3-(2)	
27	188	図4	渡良瀬遊水地 (栃木県栃木市)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (同遊水地全域が栃木県栃木市内であるかのように誤解する。)	3-(3)	
28	裏見返	巻末 11	西経, 東経 (日付変更線)	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-87		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 地理総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	口絵① ②		「世界の主要作物の分布」の薄黄色の塗色	生徒にとって理解し難い図である。 (凡例不備)	3-(3)	
2	9		国土地理院 地理院地図 (18ページ「海洋状況表示システム」 、35ページ「国土地理院 地理院地図」 、68ページ「農林水産省」、133ページ「国立社会保障・人口問題研究所	学習上の参考に供する情報を参照させるウェブページの二次元コードは、発行者が管理するものでない。	2-(18)	
			ホームページ」、139ページ「国連WFP(世界食糧計画)」、167ページ「国際連合 広報センター」、178ページ「国土地理院 地理院地図」、178ページ「国土地理院 地理院地図」、191ページ			
			「国土交通省」、194ページ「地域経済分析システム RESAS (経済産業省/内閣官房)」、199ページ「時系列地形図閲覧サイト「今昔マップ on the web」」も同様)			
3	14	図3	面積の正しい地図	生徒にとって理解し難い図である。 (0° と60° Eが理解し難い。)	3-(3)	
4	17	4 - 5	領海や領土には、原則として他国の船舶や航空機が許可なしに航行、通過することはできない。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (船舶が許可なしに航行、通過することはできないと誤解する。)	3-(3)	
5	18	図5	日本の領域と排他的経済水域・大陸棚	生徒が誤解するおそれのある図である。 (排他的経済水域の範囲)	3-(3)	
6	18	表6	排他的経済水域の広い国	生徒が誤解するおそれのある表である。 (排他的経済水域の面積(接続水域を含む))	3-(3)	
7	19	10 - 12	竹島は、島根県の隠岐諸島の北西約158kmの日本海に浮かぶ群島で、1951年のサンフランシスコ平和条約でも、日本の領土であることが確認されている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (我が国の立場に照らして誤解する。)	3-(3)	
8	19	14 - 16	尖閣諸島は、沖縄県石垣市に属する群島で、1895年には、清国の支配がおよんでいないことを確認して、明治政府が領土に編入した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (我が国の立場に照らして誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-87		学校 高等学校		教科 地理歴史		種目 地理総合		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
9	19	図9	竹島とウルルン島（鬱陵島）の間の破線 (同ページ図10「尖閣諸島の魚釣島」の地図中の破線も同様)	生徒にとって理解し難い図である。 (破線が何を示すかわからない。)	3-(3)				
10	23	7 - 8	北米自由貿易協定(NAFTA) (同ページ図6も同様)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (NAFTAが現在も効力があるように誤解する。)	3-(3)				
11	29	19	デジタルデバイド（情報格差） disital divide	誤記である。 (disital)	3-(2)				
12	39	図2	旧東海道の品川宿を紹介するフォトマップの例	生徒にとって理解し難い図である。 (スケール)	3-(3)				
13	41	図4	白川郷 (電子地形図25000「鳩谷（はとや）」，2020年調製)	生徒が誤解するおそれのある図である。 (図名の読み)	3-(3)				
14	51	図5	「V字谷」内，断面図	生徒にとって理解し難い図である。 (縦軸)	3-(3)				
15	53	図9	リアス海岸の海図とおもな記号(海図「石巻湾至宮古湾」，2012年刊行)	生徒にとって理解し難い図である。 (図名，凡例)	3-(3)				
16	55	図7	「屋久島の標高による植生の変化」内， 「屋久島自然館資料」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「屋久島自然館」があるように誤解する。)	3-(3)				
17	62	図2	温帯の分布と，大陸の東岸・西岸の北緯35～40度付近の都市の雨温図	生徒にとって理解し難い図である。 (リスボンとパリ，チンタオと東京)	3-(3)				
18	75	図6	南アジアの地形と，モンスーンによる降水量の分布	生徒にとって理解し難い図である。 (経度)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-87		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 地理総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
19	85	図7	東南アジアの各国の1人当たり国内総生産(GDP)の変化	生徒にとって理解し難い図である。 (シンガポール)	3-(3)	
20	89	図6	ムスリムが携帯するメッカの方向を確認する磁石	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2)イ(7)「宗教の関わりなどについて…多様な…価値観などをもっている人々と共存していく」に照らして扱いが不適切)	2-(1)	
21	103	5 - 7	移民のうち、国内での紛争や民族の対立、また自然災害などの生活環境の悪化によって、国を追われたり出ていかざるを得なくなった人を難民とよぶ。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (自然災害により出ていかざるを得なくなった人を難民と誤解する。)	3-(3)	
22	117	2 - 4	EU域内での移民は東ヨーロッパから西ヨーロッパへ、特にドイツやスペインへの移動が多い。	生徒にとって理解し難い表現である。 (117ページ図5との関係と照らして理解し難い。)	3-(3)	
23	121	図6	「アメリカの工業地域」内、「サンベルト 北緯37度線」	生徒にとって理解し難い図である。 (サンベルトと北緯37度線の関係)	3-(3)	
24	133	図6	日本の人口の推移と、高齢者1人を支える生産年齢人口の変化	生徒にとって理解し難い図である。 (8808万人とグラフ表現の関係)	3-(3)	
25	154	図3	「おもな鉱産資源の産出量の割合」内、「鉄鉱石」	生徒にとって理解し難い図である。 (オーストラリアの比率とグラフ表現の関係)	3-(3)	
26	159	図5	国・地域別の二酸化炭素排出量	生徒にとって理解し難い図である。 (凡例の最大値と図形表現の関係)	3-(3)	
27	171	4 - 5	日本列島は北海道から沖縄まで南北に細長いため、気候の地域が大きい。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「気候の地域が大きい」)	3-(3)	
28	171	図6	1月の降水量分布	生徒にとって理解し難い図である。 (300~400の凡例)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

4 枚中 4 枚目

受理番号 102-87		学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 地理総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
29	171	図10	「台風の月別のおもな経路と衛星画像」内、「台風の目を中心に右回りに強い風が吹き込む」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (右回り)	3-(3)
30	173	表8	世界の地震・津波による被害(1980～2018年)	生徒が誤解するおそれのある表である。 (1990年5月 イラン マンジール地震)	3-(3)
31	180	17 - 18	三宅島の三原山の噴火	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (三宅島の三原山)	3-(3)
32	189	図6	これまでの南海トラフ地震	誤りである。 (宝氷地震)	3-(1)
33	191	図5	鶴見川下流部の地形分類	生徒にとって理解し難い図である。 (スケール)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-88		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 地理総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	16	側注	2次元コード掲載◎Transport of London「イギリス・ロンドンの現在のようすをライブカメラで確認してみよう。」	学習上の参考に供する情報を参照させるウェブページの二次元コードは、発行者が管理するものでない。	2-(18)	
			(20ページ (Google Earth) , 22ページ (海上保安庁) , 34ページ (日本政府観光局) , 38ページ (国土地理院) , 41ページ (国土地理院) , 42ページ (宮崎県) , 56ページ (国土地理院) ,			
			57ページ (国土地理院) , 58ページ (国土地理院) , 90ページ (Google Earth) , 100ページ (Google Earth) , 108ページ (Google Earth) , 114ページ (Google Earth) , 122ページ			
			(Google Earth) , 128ページ (Google Earth) , 138ページ (Google Earth) , 144ページ (Google Earth) , 152ページ (Google Earth) , 158ページ			
			(Google Earth) , 171ページ (国立環境研究所) , 175ページ (NASA Goddard Institute for Space Studies) , 183ページ (RESAS) , 201ページ (国土地理院) , 206ページ (国			
			土地理院) , 211ページ (防災科学技術研究所) , 214ページ (国土交通省) , 219ページ (国土交通省) , 221ページ (国土交通省) も同様			
2	21	表7	領海, 排他的経済水域, 公海において他国に認められる権利	学習上必要な出典が示されていない。	2-(10)	
3	21	側注2	1海里=1.732 km	不正確である。 (条約における1海里の長さ)	3-(1)	
4	25	図7	竹島とウルルン島間の破線 (同ページ図⑧「尖閣諸島の位置」内の破線も同様)	生徒にとって理解し難い図である。 (破線が何を示すかわからない)	3-(3)	
5	42	図2	ラスタ型, ベクタ型 同ページ 5~6行目 点や線, 面などのベクタ型の・・・セルと呼ばれるマス目が格子状に並んだ	相互に矛盾している。 (データの性質が矛盾している)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-88		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 地理総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
			ラスタ型			
6	61	図6	「大気大循環モデル」及び「実際の地球」図中にあるそれぞれ2箇所の「60° N」	生徒にとって理解し難い図である。 (南半球にある「60° N」の記載)	3-(3)	
7	68	写真4	直線上に地下水道がつくられているのがわかる。	生徒にとって理解し難い表現である。 (写真の説明として「直線上に地下水道が・・・わかる」は理解し難い)	3-(3)	
8	71	側注1	常緑広葉樹 落葉する時期がない広葉樹のこと。	生徒が誤解する表現である。 (「落葉する時期がない」と誤解する)	3-(3)	
9	77	図5	中央部の横線	生徒にとって理解し難い図である。 (表記された位置に照らして、何の線か理解し難い)	3-(3)	
10	85	1 - 3	自然災害や飢饉などから逃れるために、居住地域を離れて外国に移る人を難民(→p.136)とよんでいる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (自然災害や飢饉などから逃れた人を「難民」と誤解する)	3-(3)	
11	88 - 165		第3章 世界各地の生活文化 (9ページ右段「着目する事例地域」も同様)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2)イ(7)「地理的環境との関わりの深い、ふさわしい特色ある事例を選んで設定すること」に照らして、扱いが不適切)	2-(1)	
12	88 - 165		第3章 世界各地の生活文化	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容B(1)イ(7)「世界の人々の生活文化について、・・・主題を設定し、多様性や変容の要因などを多面的・多角的に考察し」に照らして、扱いが不	2-(1)	
				適切)		
13	95	図4	白の塗色	生徒にとって理解し難い図である。 (白の塗色が何か理解できない)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

3 枚中 3 枚目

受理番号 102-88		学校 高等学校		教科 地理歴史		種目 地理総合		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
14	114	図4	ゼウスの恋人イア	生徒にとって理解し難い表現である。 (「Io」の日本語読み)	3-(3)				
15	118	図3	北アフリカ・西アジア・中央アジアのエネルギー資源分布とパイプライン網	生徒にとって理解し難い図である。 (縮尺)	3-(3)				
16	125	図6	ナミビアに複数記載されたマーク	生徒にとって理解し難い図である。 (マークが何か理解できない)	3-(3)				
17	140	図2	小麦の生産量 5~1t/ha	生徒にとって理解し難い図である。 (「5~1」)	3-(3)				
18	146	側注2	Anglo-Saxons	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (WASPの意味として)	3-(3)				
19	192	図3	都市の人口と人口順位の関係 bの直線	生徒が理解し難い図である。 (cの線に照らして理解し難い)	3-(3)				
20	204	写真3	地すべり(長崎県長崎市, 2017年7月撮影)	生徒にとって理解し難い表現である。 (「長崎県長崎市, 2017年7月撮影」)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-89		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 地理総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	表見返 ①	中図	「世界遺産登録数」中、グリーンランドの塗色	生徒が理解し難い図である。 (「世界167か国」に照らして塗色の単位が理解し難い)	3-(3)	
2	2 - 3		第2章 国際理解 ◆4つのグループのなかから興味関心のある主題を選んで学習を進めてみよう。	生徒にとって理解し難い表現である。 (グループと主題、選択の関係)	3-(3)	
			(49ページ 「前半で学んだ社会環境とかかわりの深い「特徴的な生活文化が見られる地域」のグループごとに学んでいきましょう。」も同様)			
3	3		第3章 地球的課題と国際協力 ◆課題と取り組みのなかからいくつか選択して学習したあとに、10の国際協力を学習しよう。	学習指導要領の内容に照らして、扱いが不適切である。 (「いくつか選択して学習」は、内容B(2)ア(ア)「世界各地で見られる地球環境問題、資源・エネルギー問題、人口・食料問題及び居住・都市問題などを基に」に照らして、扱いが不適切)	2-(1)	
			(151～169ページ「第3章 地球的課題と国際協力」も同様)			
4	5	6	⑥プラスチックごみについて考えてみよう 172ページ 「プラスチックごみを考えてみよう」	相互に矛盾している。 (題が相互に矛盾している)	3-(1)	
5	11	図②	その他の主題図(統計地図/絶対分布図/図形表現図) (同ページ図③「その他の主題図(統計地図/相対分布図/階級区分図)」も	生徒にとって理解し難い図である。 (スケール)	3-(3)	
			同様)			
6	12	上中図	①写真から各種神社	生徒が誤解するおそれのある図である。 (上の地図に記載された施設が全て神社のように誤解する)	3-(3)	
7	16	図②	「日本の領域と排他的経済水域」内、点線	生徒が誤解するおそれのある図である。 (全ての点線を国境線と誤解する)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-89		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 地理総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
8	16	図②	パラムシュム島の塗色	生徒にとって理解し難い図である。 (我が国の立場に照らして、理解し難い)	3-(3)	
9	16	図②	「日本の領域と排他的経済水域」中、 「日本の排他的経済水域」及び「大陸 棚が延長された範囲」	生徒にとって理解し難い図である。 (標記の根拠)	3-(3)	
10	17	図⑤	①, ②, ③, ④のシュムシュ (占守) 島	不正確である。 (地図上の島の位置)	3-(1)	
11	17	図⑤	②樺太千島交換条約 (1987年)	不正確である。 (条約の年次)	3-(1)	
12	17	図⑤	ソ連はかつて日ソ共同宣言 (1956年) において、日ソ (当時) 間の平和条約 締結後に歯舞, 色丹を返還するとした (二島返還論)。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「二島返還論」)	3-(3)	
13	18 - 19		北アメリカでは北米自由貿易協定 (NAFTA)→p. 131,	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (現在の国家間の結び付きについて誤解するおそれ がある)	3-(3)	
14	18	上年表	「冷戦期の国際情勢」中、「ベトナム 戦争終結」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (戦争終結の年次)	3-(3)	
15	19	図③	「世界の結び付き」中、「EU (28) 」 , 「NAFTA (3)」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (現在のEU加盟国数とNAFTAの状況)	3-(3)	
16	19	グラフ ④	「世界のFTA発行件数の推移」中、「 地域」	生徒にとって理解し難い図である。 (「地域」の対象)	3-(3)	
17	20	図②	「移民労働者の移動」の線	生徒にとって理解し難い図である。 (線の太さの違い)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-89		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 地理総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
18	21	図⑤	1人あたりGDPとICTの普及との関係	学習上必要な出典が示されていない。 (1人あたりGDP(購買力平価)及び普及率)	2-(10)	
19	21	側注	タイトル「デジタルディビデント」 「時事ノート①」中、「デジタルディビデント」	相互に矛盾している。	3-(1)	
20	23	17 - 18	国内の旅客輸送に最も利用されているのは鉄道である。⑥	生徒にとって理解し難い表現である。 (グラフ⑥の「自動車62.9%」,「鉄道30.5%」に照らして理解し難い)	3-(3)	
21	25	右上図	⑤外洋の出津集落	不正確である。 (「外洋」)	3-(1)	
22	26 - 47		第1章 生活文化の多様性	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2)イ(7)「日本との共通点や相違点に着目し,・・・」に照らして、扱いが不適切)	2-(1)	
23	26 - 147		第1章 生活文化の多様性 第2章 国際理解	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2)イ(7)「地理的環境との関わりの深い,ふさわしい特色ある事例を選んで設定すること」に照らして、扱いが不適切)	2-(1)	
24	28	写真①	「V字谷」中, 図①「谷底平野の形成」 同ページ側注①「V字谷では谷底平野は形成されにくく」	相互に矛盾している。 (V字谷における谷底平野の形成)	3-(1)	
25	32	側注②	海岸平野は, 縄文海進によって広く海底に没した後に海退によって陸化した平野であるため, 当時の海岸付近には多くの貝塚が残されている地域もある。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (海岸平野が全て縄文海進によるものと誤解する)	3-(3)	
26	41	図③	グラフテーマ「海水面積」 Y軸「海水面積」	相互に矛盾している。 (面積の対象が矛盾している)	3-(1)	
27	48 - 149		第2章 国際理解	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容B(1)イ(7)「主題を設定し, 多様性や変容の要因などを多面的・多角的に考察し」に照らして、扱いが不適切)	2-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

9 枚中 4 枚目

受理番号 102-89		学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 地理総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
28	51	上図	ヒマラヤ山脈の塗色 (77ページ 上地図も同様)	生徒にとって理解し難い図である。 (ヒマラヤ山脈の標高と塗色の関係)	3-(3)
29	53	上グラフ	「インド産アヘンの輸出額の推移」中、X軸の注記	生徒にとって理解し難いグラフである。	3-(3)
30	53	右中図	アジア・太平洋戦争	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「アジア・太平洋戦争」)	3-(3)
31	53	右中図	「アジア・太平洋戦争」中、南樺太の塗色	生徒にとって理解し難い図である。 (時代と塗色の関係)	3-(3)
32	54	上図①	根室東側の点線 (55ページ上図③, 57ページ上図②, 110ページ上図①, 112ページ上図①も同様)	生徒にとって理解し難い図である。 (点線の位置)	3-(3)
33	55	上図③	民族分布 (57ページ上図②「農業分布図」, 58ページ上図①「鉱工業分布」も同様)	生徒が誤解するおそれのある図である。 (対象が明示されていないため当該地図が表現する範囲を誤解する)	3-(3)
34	62	グラフ①	総人口に占める0-19歳人口と65歳以上人口の割合の推移	生徒にとって理解し難いグラフである。 (2045年以降)	3-(3)
35	63	グラフ②	都市と農村の一人あたり所得額の推移	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 (対象が明示されていないため当該グラフが表現する範囲を誤解する)	3-(3)
36	63	上図③	「東アジアにおける酸性雨の状況」に描かれた点線	生徒が誤解するおそれのある図である、 (全ての点線が国境線であるかのように誤解する)	3-(3)
37	63	上図③	東アジアにおける酸性雨の状況	学習上必要な年次が示されていない。 (いつの酸性雨の状況か理解できない)	2-(10)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

9 枚中 5 枚目

受理番号 102-89		学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 地理総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
38	64	図①	7～15世紀の東南アジア	生徒にとって理解し難い図である。 (地図のスケール)	3-(3)
39	65	右上グラフ	ヤンゴンの雨温図	生徒にとって理解し難いグラフである。 (6月、7月、8月の降水量)	3-(3)
40	93	1	対イラク軍事侵攻	生徒にとって理解し難い表現である。 (軍事侵攻)	3-(3)
41	93	上囲み	パレスチナの変遷図中、「パレスチナ戦争(1948～49年)」のアカバ	生徒にとって理解し難い図である。 (アカバの位置)	3-(3)
42	97	右上グラフ	A～Bの断面図のイタリア付近	生徒にとって理解し難い図である。 (マイナス1000メートル)	3-(3)
43	100	図②	「ヨーロッパの言語」中、ハンガリー 42ページ上図① ハンガリーの言語	相互に矛盾している。	3-(1)
44	104	表②	主な国の食料自給率	生徒にとって理解し難い表である。 (自給率の基になった単位)	3-(3)
45	110	図②	「CISを構成する国」中、「ジョージア」	生徒にとって理解し難い図である。 (ジョージアとCIS加盟国の関係)	3-(3)
46	120	上図①	「1日1.9ドル未満で生活する人々の割合」(凡例)	生徒にとって理解し難い図である。 (単位)	3-(3)
47	120	上図③	識字率の性差(15歳以上) 図内タイトル「識字率(15歳以上)」 (凡例)  (120ページ図④「乳児死亡数(1000	生徒にとって理解し難い図である。 (図題と図内タイトルの関係及び単位)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-89		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 地理総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
			人あたり)」、図内タイトル「乳児死亡率(1000人あたり)」(凡例)も同様)			
48	124	右上図①	「南北戦争と大陸横断鉄道」中、「先住民居留地」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (「先住民居留地」が当該地域だけのように誤解する)	3-(3)	
49	125	上図	グリーンランド島の白色の塗色	生徒にとって理解し難い図である。 (凡例「標高 6000m」に照らして理解し難い)	3-(3)	
50	125	上図	北アメリカの描画範囲と切り図の指示範囲	相互に矛盾している。	3-(1)	
51	126	図①	移民の歴史	生徒にとって理解し難い図である。 (対象が明示されていないため当該地図が表現する範囲を誤解する)	3-(3)	
52	131	上囲み	「北米自由貿易協定(NAFTA)」中、「近年ではアメリカ合衆国がNAFTAの見直しを求め、2018年に締結された新たな協定では自動車部品の生産地の規制が強められるなど、3か国の自由貿易体制は揺らぎつつある。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (現在の3か国の結び付きについて誤解するおそれがある)	3-(3)	
			易体制は揺らぎつつある。」			
53	134	上図②	円グラフ ラテンアメリカ諸国の人種構成と	生徒にとって理解し難いグラフである。 (「人種」と円グラフに示されている内容の関係)	3-(3)	
54	135	右中図③	植民地時代の社会階層	生徒が誤解するおそれのある図である。 (ラテンアメリカ全てが図のような社会階層と呼ばれているかのように誤解する)	3-(3)	
55	136	1 - 2	アンデス高地の中央部では、標高差を利用した伝統的な農業がおこなわれている。②	生徒にとって理解し難い表現である。 (小見出し「中央アンデス」及び2-3行目の「熱帯気候となる標高の低い場所では」に照らして理解し難い)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

9 枚中 7 枚目

受理番号 102-89		学校 高等学校		教科 地理歴史		種目 地理総合		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
56	137	写真②	熱帯雨林の開発	生徒が自ら活動を行えるよう適切な配慮がされていない。 (開発の規模が理解できない)	2-(14)				
57	140	図①	太平洋地域の分割	生徒にとって理解し難い図である。 (いつの時期の状況か理解できない)	3-(3)				
58	144	右上図①	農業分布 (145ページ右上図②「鉱工業分布」、146ページ上中図①「農業分布」も同様)	生徒が誤解するおそれのある図である。 (対象が明示されていないため当該地図が表現する範囲を誤解する)	3-(3)				
59	152	上図①	世界人口の推移と将来予測	生徒が誤解するおそれのある図である。 (将来の数値が実際の値かのように誤解する)	3-(3)				
60	154	グラフ③	主な国の合計特殊出生率の推移 (人)	生徒にとって理解し難いグラフである。 (単位としての「人」)	3-(3)				
61	155	グラフ④	一日あたりに子育ておよびその他の家事労働に費やす平均時間	生徒にとって理解し難いグラフである。 (年次及び男性のデータ)	3-(3)				
62	159	囲み	多数存在すなかで、	脱字である。	3-(2)				
63	163	囲み	格差が生じることもなり、	誤記である。	3-(2)				
64	164	上写真②	風量発電	生徒にとって理解し難い表現である。 (164ページ6行目「風力②」に照らして理解し難い)	3-(3)				
65	166	19	環境難民の発生 (166ページ写真④キャプション中、「環境難民」も同様)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「環境難民」が「難民」のように誤解する)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-89		学校 高等学校		教科 地理歴史		種目 地理総合		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
66	167	2	罹患（らかん）	誤りである。 （ルビ）	3-(1)				
67	174 - 191		第1章 自然災害と防災	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容C（1）ア(ア)「我が国をはじめ世界で見られる自然災害・・・を基に、」）	2-(1)				
68	192	図	地形図(ベースマップ) （193ページ図(ベースマップ), 194ページ図(ベースマップ), 195ページ図(ベースマップ)も同様）	学習上必要な出典が示されていない。 （ベースマップの図幅, 年次）	2-(10)				
69	205	下左図	総人口：増減数（2010年-2050年） 単位（人/500メッシュ）	生徒にとって理解し難い図である。 （単位）	3-(3)				
70	214	図	地形図を眺めてみよう （215ページ地図「過去と現在の地形図を比べてみよう」も同様）	地形図に学習上必要な出典が示されていない。 （図幅(縮尺), 年次）	2-(10)				
71	220	上表	東京 年平均降水量：127.4mm （中表のビエンチャン「年平均降水量：140.1mm」, 下表のアビントン「年平均降水量：15.9mm」も同様）	生徒にとって理解し難い表である。 （年平均降水量）	3-(3)				
72	220	下表	アビントン（南アフリカ共和国/チュニジアとの国境付近）	生徒にとって理解し難い表現である。 （「アビントン」と「チュニジアとの国境付近」の関係）	3-(3)				
73	裏見返 ⑪⑫		世界地図 「全体図」と「欧州切図」のイギリスの塗色	相互に矛盾している。	3-(1)				
74	裏見返 ⑪⑫		カザフスタン ・（赤丸）アスタナ	生徒にとって理解し難い図である。 （赤丸の都市名）	3-(3)				
75	裏見返 ⑫		世界地図 右端の「70°」	生徒にとって理解し難い図ある。 （「70°」の表示）	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。



## 検定意見書

受理番号 102-90		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	巻頭4	日本の歴史年表	中華民国	生徒が誤解するおそれのある表である。 (中華民国の位置づけ)	3-(3)	
2	資料1 3	歴史年表	391 ローマ帝国東西分裂 東側ビザンツ帝国に	生徒にとって理解し難い表現である。 (資料17「歴史年表」中、「395 ローマ帝国、東西に分裂」に照らして理解し難い。)	3-(3)	
3	資料1 8	図4	「十字軍の遠征」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (「第7回十字軍(1270年)」の出発地)	3-(3)	
4	11	図	「13世紀の世界」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (中央アジア及び朝鮮半島の状況)	3-(3)	
5	12	図	「16世紀の世界」中、「イギリス」 (27ページ図1「ヨーロッパ諸国のアジア・アメリカ進出(17世紀)」中、「イギリス」も同様。)	不正確である。 (11ページ「13世紀の世界」中、「イングランド王国」に照らして不正確である。)	3-(1)	
6	13	図	「19世紀後半の世界」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (「スペイン領」の塗色)	3-(3)	
7	17	グラフ 7	「就学率の変化」中、「義務教育6年制に↓」の位置	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年次)	3-(3)	
8	21	側注1	中世は、隷属農民を使う大規模農家も多かったが、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (中世を通して全国的な特徴であったかのように誤解する。)	3-(3)	
9	23	図1	「木綿を運ぶ船でにぎわう大坂の港」 図中、「伝馬船」  (同図キャプション中、「伝馬船で川を下ってきた」も同様。)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (船の種類)	3-(3)	
10	43	資料1	「人権宣言(1789年『人および市民の権利宣言』)」中、「各人の自然的諸権利の行使は、社会の他の構成員にこれらと同一の権利の享受を確保すること以外の原型をもたない。」	誤植である。 (「原型」)	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-90		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	50	右囲み	「「イタリア三傑」とよばれた ガリバルディ (1807～82)」中、「彼の依頼で義勇軍の赤シャツ隊を編制してイタリア統一に貢献した。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (義勇軍の赤シャツ隊が編制された経緯)	3-(3)	
12	52	上囲み	「未来へ生かす歴史 故郷を追われる先住民」中、「一方的に決定された州政府による先住民追放決議の停止を求め、先住民は最高裁判所に訴えたが認められなかった。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (最高裁判所の対応)	3-(3)	
13	61	左下囲み	「西洋社会に触れた漂流民 大黒屋光太夫(1751～1828)」中、「光太夫は、1782年に船上で台風に遭い、アリューシャン列島に漂着した。・・・光太夫はモスクワに移され、女帝へも謁見し	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (大黒屋光太夫の漂流から帰国までの経過)	3-(3)	
			て、」			
14	62	8 - 9	その結果結ばれた南京条約には、広州以外の開港や香港の割譲などに加え、領事裁判権など不平等事項も盛り込まれた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (南京条約の内容)	3-(3)	
15	64	右囲み	「史料 幕府使節のアメリカ視察 海軍造船所の見学」中、「…大砲の弾丸が見る間に百個もできる。この機関を・・・」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「できる。」の後の中略部分の存在)	3-(3)	
16	65	13 - 15	長州藩は、・・・尊王攘夷を推し進めようとした。しかし、・・・や一橋慶喜に京都を追われ、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (長州藩追放の主導者)	3-(3)	
17	67	上写真	『ペリー提督神奈川上陸図』横浜開港資料館蔵	不正確である。 (所蔵者名に照らして、資料名が不正確である。)	3-(1)	
18	69	写真1	17世紀にヨーロッパで作られた日本周辺の地図	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (地図の作成時期)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-90		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
19	70	図2	「『列強クラブの仲間入り』」	不正確である。 (「トルコ」は当時の国名として、不正確である。)	3-(1)	
20	72	右囲み	「たもとを分かった薩摩藩士 西郷隆盛(1827～77)と大久保利通(1830～78)」中、「大久保は、徴兵令を敷き、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (大久保利通と徴兵令公布との関係)	3-(3)	
21	74	13 - 23	日本の国境画定(全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2)ウ「日本の国民国家の形成などの学習において、領土の画定などを取り扱うようにすること。その際、北方領土に触れる」)	2-(1)	
22	74	右上囲み	アイヌの人々を「先住民族」とする国会決議がなされ、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (国会決議の内容)	3-(3)	
23	78	上囲み	「史料 幸徳秋水の意見」中、「『平民新聞』1904年2月24日」	不正確である。 (掲載日)	3-(1)	
24	78	上囲み	「史料 内村鑑三の意見」中、「私の正義と人道と国家とを愛する者よ、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「私の」)	3-(3)	
25	101	7	中華民国の袁世凱は、結果的に第5条を除いてこれを受け入れた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (袁世凱が受け入れた範囲)	3-(3)	
26	102	年表	1914年7月の「主な出来事」中、「加藤高明外相、イギリス駐日大使から参戦依頼を受ける」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (参戦依頼を受けた時期)	3-(3)	
27	105	14 左	地震、津波と火事による死者は、10万人以上となった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「死者」)	3-(3)	
28	107	読み解き	会議が開かれたヴェルサイユ宮殿は、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (会議場)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-90		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
29	108	12 - 13	国際連盟は軍隊を持たず、初めは経済的な制裁も想定していなかったため、国際紛争を解決する有効な手段を持たなかった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (国際連盟による国際紛争解決手段)	3-(3)	
30	111	7	22年にはカリフ制廃止によりオスマン帝国が正式に滅亡し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (オスマン帝国滅亡の経緯)	3-(3)	
31	119	グラフ 4	「ラジオの普及率」中、「普及率(%)」の数値	不正確である。 (1935年及び1940年の普及率の数値)	3-(1)	
32	135	表2	「未来へ活かす歴史 各国の「終戦日」」中、「②9月2日」の「ロシア」	生徒が誤解するおそれのある表である。 (ロシアにおける現在の「終戦日」)	3-(3)	
33	136	図3	「ソ連の北方侵攻」中、「降伏条約締結後に戦闘を終えた。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (135ページ17行目、及び同ページ左下囲みでは「降伏文書」)	3-(3)	
34	136	写真4	満州から引き揚げた戦災孤児(1945年10月)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (写真の撮影時期)	3-(3)	
35	141	10 - 11 左	1924(大正13)年、山田耕筰、近衛秀麿らが哈爾濱の音楽家を日本に招いてコンサートを開き、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (コンサートの開催された時期)	3-(3)	
36	157	図1	「2000年以降に流行した主な感染症」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「主な感染症発生年」及び「SARS 2003年」は、183ページ右15行目「2002年に中国で発生したSARS」に照らして理解し難い。)	3-(3)	
37	161	写真1	「東京オリンピックの開会式」キャプション中、「参加94か国」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「94か国」)	3-(3)	
38	161	囲み	「史料 石川達三「開会式に思う」」キャプション中、「『行きてゐる兵隊』」	誤記である。	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-90		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
39	162	11 - 12	政府も69年に公害対策基本法を制定し、	不正確である。 (制定年)	3-(1)	
40	169	10 - 11 右	北朝鮮は2007年に脱退すると核保有を表明した(→p.188)。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (北朝鮮のNPT脱退及び核保有表明の時期)	3-(3)	
41	181	資料8	これは1954年に最高裁判所が「学校における人種差別は違憲」とした判決を受けたもので、教育委員会は、白人と黒人で学校を分けることを廃止した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (判決の趣旨)	3-(3)	
42	188	左上囲み	「未来へ活かす歴史 台湾の民主化」中、国共内戦に敗れた国民党は、1947年に台湾に逃れ、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (国民党が台湾に逃れた時期)	3-(3)	
43	190	10 - 11	国連決議を得ぬままイギリスと共にイラク攻撃に踏み切った(イラク戦争)。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (イラク攻撃にいたる過程)	3-(3)	
44	192	右上囲み	「未来へ活かす歴史 日本の領土と周りの国々」中、「北方領土は、現在までロシアが実効支配を続けており、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (北方領土の現況について誤解する。)	3-(3)	
45	192	図5	「日本の排他的経済水域」中、韓国と北朝鮮との境界線	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (線種)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

11 枚中 1 枚目

受理番号 102-91		学校 高等学校		教科 地理歴史		種目 歴史総合		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	表見返		「世界地図」中の点線	生徒が誤解するおそれのある図である。 (全ての点線が国境線であるかのように誤解する。)	3-(3)				
2	表見返		「世界地図」中、「アスタナ」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (名称)	3-(3)				
3	表見返		「世界地図」中のゴシック文字	生徒が誤解するおそれのある図である。 (ゴシック文字で記された場所の全てが国であるかのように誤解する。)	3-(3)				
4	表見返		「世界地図」中、0°の線	不正確である。 (位置)	3-(1)				
5	表見返		「世界地図」中、バルト海中の首都表示	生徒が誤解するおそれのある図である。 (当該箇所に首都があるかのように誤解する。)	3-(3)				
6	表見返		「世界地図」中、拡大図「ヨーロッパ」	相互に矛盾している。 (拡大図「ヨーロッパ」の切り取り範囲が本体の「世界地図」と矛盾している。)	3-(1)				
7	6	10 - 11	2020(令和2)年の東京オリンピックでは、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (東京オリンピック開催延期の決定に照らして、時期を誤解する。)	3-(3)				
8	7	6 - 7	日本最初の国産自動車は、1904(明治37)年につくられた蒸気機関による車で、道路をガタクリ走るので「タクリ一号」と名づけられた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「1904年(明治37)年につくられた蒸気機関による車」と「タクリ一号」の関係について誤解する。)	3-(3)				
9	13	表3	「世界の鉄道マイル数」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (単位)	3-(3)				
10	19	側注5	1941(昭和16)年にはじまった第二次世界大戦	生徒にとって理解し難い表現である。 (110ページ13-17行目に「1939年、ヒトラーは……ポーランドに侵攻した。これに対し、イギリス・フランスはただちに対独宣戦布告したが、」、同ページ側注4「第二次世界大戦の開始」に照らして理解し	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

11 枚中 2 枚目

受理番号 102-91		学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
				難い。)	
11	20	上図	万歩町	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「1町歩」に照らして誤解する。)	3-(3)
12	21	上図	江戸の品川から京都までの東海道	生徒が誤解するおそれのある図である。 (東海道の起点が品川であるかのように誤解する。)	3-(3)
13	22	側注2	ヨーロッパ人が発見した南北アメリカ大陸。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「発見」)	3-(3)
14	26	20 - 22 左	アイヌの人々は、12～13世紀になると、オホーツク地方からモンゴルに追われて蝦夷地に移ってきた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (アイヌ民族が形成された時期について誤解する。)	3-(3)
15	26	29 - 30 左	アイヌは不利な立場に置かれて反乱もおこした。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (アイヌの人々の行動について誤解する。)	3-(3)
16	26	下写真	「夷酋列像」キャプション中、「イトコイ」	誤記である。 (「イトコイ」)	3-(2)
17	29	13 - 14	ほぼ同時期にヨーロッパの進出がはじまり、貿易を独占的に支配した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (当時の東南アジア地域における貿易の状況)	3-(3)
18	29	上図	「世界各国の貿易図」中、「台湾(蘭)」の塗色	生徒にとって理解し難い図である。 (凡例の塗色と一致せず、理解し難い。)	3-(3)
19	32	8 - 9	19世紀はじめに蒸気機関を動力とする電車(蒸気機関車)が発明され、	生徒にとって理解し難い表現である。 (「蒸気機関を動力とする電車」)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-91		学校 高等学校		教科 地理歴史		種目 歴史総合		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
20	32	13	帆船は風の海流などの影響をうけやすかったが、	生徒にとって理解し難い表現である。 （「風の海流」）	3-(3)				
21	33	1 - 2	1870年には、…南アフリカのケープタウンなど植民地までの海底ケーブルを完成させた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （海底ケーブルの敷設状況）	3-(3)				
22	33	1	インドのボンペイ	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「ボンペイ」）	3-(3)				
23	39	16 左	佐原（さはら）村	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （ルビ）	3-(3)				
24	42	18 - 19	1640年のピューリタン革命を経て、	生徒にとって理解し難い表現である。 （ピューリタン革命は同ページの年表では「1649」、181ページの年表では「1642年」と記載されており、理解し難い。）	3-(3)				
25	43	21 - 22	新たに誕生した立法議会は憲法を制定し、共和政の樹立を宣言した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （共和制の樹立が宣言されるに至る過程）	3-(3)				
26	44	12 - 14	ナポレオンはイギリス・オーストリアなどの周辺諸国、さらにはエジプトへと勢力を拡大した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （ナポレオンが勢力を拡大した地域）	3-(3)				
27	44	28 - 29	1810～20年代にかけて、ギリシャやベルギー、そしてラテンアメリカ諸国があいついで独立した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （ベルギーが独立した時期）	3-(3)				
28	44 - 45	29 - 3	フランスで七月革命（1830年）、二月革命（1848年）によって第二共和政が成立すると、その影響をうけて各地で革命・独立運動がおこり、次々と国民国家が誕生してウィーン体制は崩壊し	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （ウィーン体制の崩壊の経緯）	3-(3)				
			た（諸国民の春）。						

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 102-91		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
29	44	図	「ナポレオン時代のヨーロッパ」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (地中海の位置及び「大西海」)	3-(3)	
30	44	表	「フランス革命とナポレオン戦争」	生徒が誤解するおそれのある表である。 (「1813 ナポレオン退位 エルバ島に流される」)	3-(3)	
31	45	左下図	「ビスマルク体制時の各国の関係」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (ロシアとオーストリアの対立の理由)	3-(3)	
32	45	右下図	「イタリア・ドイツの統一」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (「バイエルン大国」, 「南チロル」, 「1870 ローマ教皇占領」, オーストリア=ハンガリー帝国の国境線)	3-(3)	
33	46	14 - 15	政体書を交付	誤記である。 (「交付」)	3-(2)	
34	46	15	太政官 (だいじょうかん)	表記が不統一である。 (52ページ22行目には「太政官 (だじょうかん) 制」とある。)	3-(4)	
35	56	24 - 27	いち早く産業革命がおこったイギリスは、1870年代から植民地の拡大と支配強化をはかった。中東では、エジプトと領事裁判権をふくむ不平等条約を結び、スエズ運河会社の株を買収し経営	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (イギリスの対エジプト政策)	3-(3)	
			権を握った。			
36	56	28	アジアでは1887年にはインド帝国を成立させて、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (インド帝国の成立年)	3-(3)	
37	57	右上図	「列強による世界の植民地化」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (朝鮮半島の塗色に照らして日本領の範囲について誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 102-91		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
38	59	18 - 19	バルカン半島は17世紀からオスマン帝国の支配下にあったが、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (オスマン帝国によるバルカン半島の支配)	3-(3)	
39	59	右下図	「第一次世界大戦直前のバルカン半島(1913)」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (「パン＝ゲルマン主義諸国」)	3-(3)	
40	60	年表	「壬午事変(壬午軍乱)」中、「大院君のクーデター」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (クーデターの主体が大院君であるかのように誤解する。)	3-(3)	
41	61	9	1896(明治29)年の三国干渉の結果、	不正確である。 (三国干渉が行われた年次)	3-(1)	
42	62	図	「条約改正会議」キャプション中、「1882(明治15)年、外務大臣井上馨」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (1882年時点の井上馨の職名)	3-(3)	
43	64	中図	「ロシアの東アジアにおける南下政策」中、樺太の塗色	生徒が誤解するおそれのある図である。 (樺太の領有経緯がアムールと同じであるかのように誤解する。)	3-(3)	
44	65	年表	「朝鮮関係年表」中、「総監府設置」	不正確である。 (「総監府」)	3-(1)	
45	67	写真	「孫文(1866～1925)」キャプション中、「1905年、東京で中国革命同盟会を結成。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (67ページ左10行目「中国同盟会」に照らして誤解する。)	3-(3)	
46	69	4 - 5 左	クリミア戦争(1853～55)	生徒にとって理解し難い表現である。 (75ページ表3「各戦争の戦死者数」中、「クリミア戦争(1852～56)」, 181ページ年表中、「53 クリミア戦争(～56)」に照らして理解し難い。)	3-(3)	
47	69	14 - 15 左	西南の役	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (182ページ年表中、「西南戦争」に照らして誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-91		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
48	76	表4	「ソビエト連邦の国際社会への登場」中、「33.11 アメリカがソ連を承認、ソ連侵略の定義に関する条約を締結」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (条約名)	3-(3)	
49	76	表5	「コミンテルン支部（共産党）の結成などによる共産主義勢力の拡大」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (全てが「共産主義勢力の拡大」の例であるかのように誤解する。)	3-(3)	
50	77	写真2	「インドネシアの独立」キャプション中、「インドネシア共和国の樹立を宣言するスカルノ大統領」	生徒が誤解するおそれのある写真である。 (写真の場面)	3-(3)	
51	77	図4	「アフリカ独立地図」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (地中海の位置)	3-(3)	
52	80	図	「第一次世界大戦中のヨーロッパ」	誤記である。 (「大西洋」)	3-(2)	
53	83	36 - 37 左	ドイツ人俘虜ポールクーラー	誤記である。 (「ポールクーラー」)	3-(2)	
54	86	11	十一月革命、露歴十月革命	誤記である。 (「露歴」)	3-(2)	
55	89	右上図	「パリ講和会議」キャプション中、「会議はヴェルサイユ宮殿「鏡の間」で開かれた。」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (パリ講和会議の会場)	3-(3)	
56	89	右下表	「おもな国際条約」中、「これにより日英同盟破棄」	生徒が誤解するおそれのある表である。 (「破棄」)	3-(3)	
57	89	右下表	「おもな国際条約」中、「石井・ランシング協定の破棄」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「破棄」)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-91		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
58	92	側注3	生産行程や建設現場などにたずさわる労働者	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「生産行程」)	3-(3)	
59	94	11 - 12	山本権兵衛内閣は、政友会と提携して軍部大臣現役武官制を廃止し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「軍部大臣現役武官制を廃止し」)	3-(3)	
60	94	左囲み	「ポーランド人孤児を救出した大正日本」中、「孤児763名と付き添い39名の計802名を救出した。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (人数)	3-(3)	
61	97	7 - 10 右	1920(大正9)年には市川房枝らと新婦人協会を組織して婦人の政治参加を訴えた。翌年、治安警察法が改正されて	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (治安警察法が1921年に改正されたかのように誤解する。)	3-(3)	
62	102	26 左	国際連盟理事長	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (職名)	3-(3)	
63	102	囲み	「国際連盟における日本人の活躍」中、「常設国際司法裁判所」、「国際裁判所」、「国際司法裁判所」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「常設国際司法裁判所」、「国際裁判所」、「国際司法裁判所」の関係性が理解し難い。)	3-(3)	
64	104	13 - 14	失業率は25%にあたる1300万人にも達した。	不正確である。 (「1300万人にも達した」)	3-(1)	
65	107	側注3	フランスは仏ソ不可侵条約を結び対抗した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (同ページ3-4行目の「また1933年国際連盟から脱退し、失っていたザール地方を併合し、徴兵制を復活するために再軍備宣言をおこなった。」に対抗して仏ソ不可侵条約が結ばれたかのように誤解する。)	3-(3)	
66	108	29	日本代表の松岡洋右外相	不正確である。 (「外相」)	3-(1)	
67	110	26 - 28	停戦協定成立直後に、ドイツとソ連がポーランドに侵攻して戦争がはじまったが、日本は不介入方針をとった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (時系列)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-91		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
68	111	側注1 1	在米日本大使館の不手際により宣戦布告の通告が遅れた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (宣戦布告の通告が遅れたのは、在米日本大使館の不手際のみであるかのように誤解する。)	3-(3)	
69	113	囲み	「イギリス首相・チャーチル」中、「(一九四一、六、二二 独ソ戦開戦直後、イギリス議会において)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (チャーチルが演説した場面)	3-(3)	
70	113	囲み	「ドイツ首相・ヒトラー」中、「この男(ローズベルト)の年来の唯一の希望は」	生徒にとって理解し難い表現である。 (78ページ写真6キャプション、104ページ16-17行、113ページ左上囲み「アメリカ大統領・フランクリン=ローズヴェルト」、及び116ページ25-26行に照らして理解し難い。)	3-(3)	
71	113	囲み	「ビルマ首相・バーモウ」中、「我々を白人支配から救い出してくれたのは日本だった。」(『ビルマの夜明け』より)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「我々を白人支配から救い出してくれたのは日本だった。」が『ビルマの夜明け』からの引用であるかのように誤解する。)	3-(3)	
72	114	表	「第二次世界大戦犠牲者の推計(人)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (犠牲者数)	3-(3)	
73	114	中写真	「ドレスデン爆撃」キャプション中、「少なくとも3万の犠牲者が出た。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (被害について誤解するおそれがある。)	3-(3)	
74	117	囲み	「福祉国家への志向」中、「イギリスでは1941年、ベヴァリッジ報告書により社会保障制度が提唱され、戦後、労働党政権下で具体化された。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (イギリスにおける社会保障制度具体化の過程)	3-(3)	
75	120	22 - 23	マッカーサーは口頭による五大改革指令を出した。これに先立って治安維持法などが廃止され、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (治安維持法が五大改革指令より前に廃止されたかのように誤解する。)	3-(3)	
76	124	囲み	「占領軍の検閲」(全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (戦前の検閲の実態)	3-(3)	
77	124	囲み	「平和に対する罪と軍事裁判が残した課題」(全体)	政府の統一的な見解に基づいた記述がされていない。 (東京裁判に対する日本政府の立場)	固有 1-(5)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-91		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
78	125	25 - 26	1956（昭和30）年の日ソ共同宣言	不正確である。 （「1956（昭和30）年」）	3-(1)	
79	125	右上図	「サンフランシスコ講和条約後の日本の領土」中、「ロ之島」	生徒にとって理解し難い図である。 （ロ之島の位置）	3-(3)	
80	125	図	「サンフランシスコ講和条約後の日本の領土」  （139ページ「第二次世界大戦後のアジアの独立国」も同様。）	生徒が誤解するおそれのある図である。 （朝鮮半島の軍事境界線の線種）	3-(3)	
81	129	1 - 2	日本は第一次大戦後のパリ講和会議（1918年）で国際連盟に対し、人種差別撤廃提案を提出した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （129ページ表「日本からの渡航者数の変遷」には、「1919年 日本がパリ講和会議にて国際連盟規約に、人種差別撤廃を提案」とある。）	3-(3)	
82	130	囲み	「グローバル化への問い」中、「資料から近代化にともなう人々の生活の変化や社会の変容を読み解こう」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「近代化」）	3-(3)	
83	131	グラフ 3	「世界終末の時計」	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 （「90 冷戦終結」及び「2007 北朝鮮の核実験」）	3-(3)	
84	137	側注1	1936年、大分県で身体障害者体育大会を開く。	不正確である。 （年次）	3-(1)	
85	143	28	中華人民共和国との国交樹立	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （186ページ年表中、「日中国交正常化」に照らして誤解する。）	3-(3)	
86	144	側注1	1970年に佐藤栄作首相が「（核兵器を）持たず、つくらず、持ちこませず」という非核三原則を明らかにして、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （佐藤栄作首相が非核三原則を明らかにした年次）	3-(3)	
87	145	14 - 16	1960年代には、戦略兵器制限交渉（SALT）により条約が結ばれた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （戦略兵器制限交渉により条約が結ばれた年次）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-91		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
88	149	16 - 17	1950年に中ソ友好同盟相互条約を結んで、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (条約名)	3-(3)	
89	154	左下写真	「OPEC」キャプション中、1960年に石油産出13カ国によって結成された。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (OPEC結成時の参加国数)	3-(3)	
90	155	側注1	フランス・日本・アメリカ・イギリス・西ドイツの5カ国が参加した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (サミット参加国の数)	3-(3)	
91	157	9 - 10	1985（昭和60）年9月には先進5カ国（日・米・英・仏・西独）蔵相会議が開かれ、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「先進5カ国（日・米・英・仏・西独）蔵相会議」)	3-(3)	
92	165	下右図	「冷戦終結後の東ヨーロッパ」中、「オーストリア」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (塗色)	3-(3)	
93	166	7 - 9	ハンガリーでは「民主フォーラム」が登場し、共産党一党支配が廃止されて共和国となった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ハンガリーが共和国になった時期について誤解する。)	3-(3)	
94	166	11 - 13	ソ連崩壊後は、反体制派の「市民フォーラム」が勝利し、共産党からの政権交代が実現した（ビロード革命）。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ビロード革命の時系列について誤解する。)	3-(3)	
95	166	22 - 23	国防・工業・農業・化学技術の「四つの近代化」を進めた。	誤記である。 (「化学技術」)	3-(2)	
96	167	20 - 23	東南アジアでも1980年代後半に民主化の気運が高まり、フィリピンのマルコス大統領、インドネシアのスハルト大統領、シンガポールのリー・クアンユー首相など、国家主導型経済開発による	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (リー・クアンユー首相の退陣理由について誤解する。)	3-(3)	
			る政権が次々と崩壊した。			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

11 枚中 11 枚目

受理番号 102-91		学校 高等学校		教科 地理歴史		種目 歴史総合		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
97	168	9 - 11	1999年にはカンボジアが加盟し、現在では、東南アジア10カ国がすべて加盟する地域連合となった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「現在では、東南アジア10カ国がすべて加盟する」)	3-(3)				
98	168	20	EU (→p. 147)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (EUの参照ページ)	3-(3)				
99	168	下図	「世界のおもな地域経済統合(2019年現在)」中、「NAFTA(北米自由貿易協定)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (北米域内の貿易協定の経緯と現状)	3-(3)				
100	170	中図	マケドニア	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (現在の国名)	3-(3)				
101	180	年表	54……／日露和親条約	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (51ページ23行目には「1855(安政2)年」とある。)	3-(3)				
102	186	年表	09 民主党主導の連立内閣成立 07 郵政民営化	生徒にとって理解し難い表である。 (時系列)	3-(3)				
103	裏見返		「日本の世界遺産」中、「屋久町」	誤記である。 (地名)	3-(2)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

6 枚中 1 枚目

受理番号 102-92		学校 高等学校		教科 地理歴史		種目 歴史総合		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	表見返	図	「世界の自然環境と世界遺産」中、「アマゾン川」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (本流であるかのように誤解する。)	3-(3)				
2	11	年表	「●農耕・牧畜の開始」及び「●文明のおこり」	生徒が誤解するおそれのある表である。 (時代)	3-(3)				
3	11	年表	581隋、中国を統一	生徒が誤解するおそれのある表である。 (年代)	3-(3)				
4	11	年表	「●大化の改新」及び「630第一回遣唐使」	生徒が誤解するおそれのある表である。 (時系列)	3-(3)				
5	15	年表	1592朝鮮侵略（～96）	生徒が誤解するおそれのある表である。 (年代)	3-(3)				
6	21	図	南アフリカ連邦	生徒が誤解するおそれのある図である。 (塗色)	3-(3)				
7	23	図	朝鮮民主主義人民共和国と大韓民国との間の境界線  (174ページ図2「第二次世界大戦後のアジア」も同様。)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (線種)	3-(3)				
8	32	グラフ 3	タイトル「1500～2008年の世界人口の変化」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「2008年」)	3-(3)				
9	33	中段右	10・12から、子どもたちの学びのようすを比較してみよう。	生徒にとって理解し難い表現である。 (10と12では比較できない。)	3-(3)				
10	35	図5	「朝鮮通信使」キャプション中、「朝鮮人行列図鑑」	不正確である。 (資料名)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-92		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	40	19 - 20 左	蝦夷地支配を認められた松前氏（松前藩）がアイヌとの交易を独占し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。（蝦夷地と松前藩との関係）	3-(3)	
12	44	グラフ B	江戸時代の日本における耕地と石高（米の収穫量）の関係	生徒にとって理解し難い図である。（グラフに「石高/耕地」を表す目盛りがない。）	3-(3)	
13	49	右下 囲 み	「マルクス著「インドにおけるイギリスの支配」（1853年）」中、「無数の紡績工と織布工とを規則ただしくつくりだす手織物と紡車」と「インドウスタンの全土にあわって」	誤記である。（「手織物」，「にあわって」）	3-(2)	
14	53	4 - 5	国民公会は王政の廃止と共和政の開始を宣言し（第一協和政），	誤植である。（「協和政」）	3-(2)	
15	72	19	ロシア＝トルコ（露土）の勃発	生徒にとって理解し難い表現である。（勃発した内容）	3-(3)	
16	72	囲 み	「アジア初の近代憲法 ミドハト憲法」中、「1918年のオスマン帝国崩壊」	生徒にとって理解し難い表現である。（72ページ1行目の「オスマン帝国（1299ころ～1922）」に照らして、理解し難い。）	3-(3)	
17	77	グラフ 7	おもな輸出入品の割合(1805年)	生徒が誤解するおそれのある表現である。（年代）	3-(3)	
18	78	グラフ 4	「アメリカ北西沿岸部に滞在した毛皮交易船」中、縦軸の目盛り	生徒にとって理解し難い表現である。（単位がない。）	3-(3)	
19	83	11 左	1854年の日露和親条約	生徒が誤解するおそれのある表現である。（87ページ図5には「1855年」とある。）	3-(3)	
20	87	10 - 22	国境の画定（全体）	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。（内容の取扱い(2)ウ「日本の国民国家の形成などの学習において、領土の画定などを取り扱うようにすること。その際、北方領土に触れる」）	2-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-92		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
21	97	囲み	「日清戦争と台湾」中、「台湾民主共和国」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (国名)	3-(3)	
22	98	写真3	梁啓超 (右, 1813~1929)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年代)	3-(3)	
23	103	囲み	「労働者と工場法」中、「15人以下の小規模の工場には適用されず、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (人数)	3-(3)	
24	105	写真1 1	タイトル「関帝廟 (かいていびょう)」	誤記である。 (ルビ)	3-(2)	
25	107	1 - 2	また、土地調査事業を実施し、所有権が確認できないとして多くの朝鮮の農民から土地をうばった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (土地調査事業の実態)	3-(3)	
26	109	21 右	国際連盟による信託統治	不正確である。 (国際連盟による統治のあり方)	3-(1)	
27	116	図1	第一次世界大戦の参戦国	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「太平洋」の位置)	3-(3)	
28	122	22	日英同盟の破棄を決めた四カ国条約	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「破棄」)	3-(3)	
29	125	写真6	「タタ財閥の創始者ジャムシエトジー=タタ (1839~1904)」キャプション中、「1907年に鉄鋼会社を設立し、」	生徒にとって理解し難い表現である。 (鉄鋼会社設立の経緯)	3-(3)	
30	126	写真2	「柳寛順 (1902~20) の肖像切手」キャプション中、「18歳の誕生日をむかえる前に獄死した。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (生年及び享年について一般的に理解されたものであるかのように誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-92		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
31	136	写真6	北里（きたざと）柴三郎	不正確である。 （ルビ）	3-(1)	
32	150	図1	「ミュンヘン会談の風刺画」中、「タウディエ（仏）」	誤記である。 （人名）	3-(2)	
33	153	グラフ 6	「第二次世界大戦のおもな国の被害」	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 （被害者数）	3-(3)	
34	157	図5	「国際連合の組織」	生徒にとって理解し難い表現である。 （事務局が二つある。）	3-(3)	
35	167	28 - 29 右	韓国、中国との間の国交回復はその後実現したものの、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「国交回復」）	3-(3)	
36	170	図3	「イラク戦争」キャプション中、「2003年3月、アメリカ・イギリス軍は、国連安全保障委員会の承認を得ないまま、イラクへの攻撃を開始し、フセイン政権を打倒した。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （国連機関名及びイラク攻撃の経緯）	3-(3)	
37	180	写真1	タイトル「位置情報を利用したスマートフォン向けゲーム「Pokémon GO」」	特定の商品の宣伝になるおそれがある。 （「Pokémon GO」）	2-(7)	
38	181	表6	「宇宙開発の歴史」中、「2000 中国、有人宇宙飛行に成功」	不正確である。 （年代）	3-(1)	
39	184	3	池田勇人（1897～1965）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （年代）	3-(3)	
40	184	写真1	高度経済成長期の工場（1961年）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （年代）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-92		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
41	196	囲み	「石油王ロックフェラー（1839～1937）」中、「1880年代にはスタンダード石油を設立し、」	不正確である。 （設立年代）	3-(1)	
42	202	囲み	「自衛隊の海外派遣」中、「任務と一つとして位置づけられた。」	誤記である。 （「任務と一つとして」）	3-(2)	
43	203	10	勢力を拡大した「イスラーム国」は、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「イスラーム国」が国家であるかのように誤解する。）	3-(3)	
44	205	11 - 13	EUではじまった地域的経済統合は、その後、北米自由貿易協定（NAFTA）…など世界各地域に広がっている。  （205ページ図6凡例中、北米自由貿易	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （北米域内の貿易協定の経緯と現状	3-(3)	
			協定（NAFTA）3カ国」も同様。）			
45	211	14 - 15 左	12月23日に安政南海地震が、翌24日に安政東海地震が相次いで発生し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （二つの地震の前後関係）	3-(3)	
46	213	囲みB	「アメリカ大統領のニクソンの演説」中、「学徒状態」	誤記である。 （「学徒」）	3-(2)	
47	218	用語解説	「協商」中、「条約のように明文化された取り決めをもたない、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （協商の説明）	3-(3)	
48	223	表	年表中、日本の項の時代区分	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （11ページ年表に照らして、時代区分を誤解する。）	3-(3)	
49	228	索引	エンクルマ……175	誤記である。 （ページ数）	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。



## 検 定 意 見 書

受理番号 102-93		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	表見返 ②		「世界の自然環境と世界遺産」中、「アマゾン川」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (本流であるかのように誤解する。)	3-(3)	
2	4	19 中	「アメリカでの排日運動」の列, 「115」	誤記である。 (115ページに当該エピソードはない。)	3-(2)	
3	6	図3	「世界のおもな文明と宗教のおこり」 中、「前6世紀ころ仏教が誕生」	相互に矛盾している。 (同ページ表4「三大宗教の比較表」中、「仏教」の 項の「成立」の列には、「前5世紀ころ」とある。)	3-(1)	
4	7	年表	「●農耕・牧畜のはじまり」及び「● 文明のおこり」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (時代)	3-(3)	
5	14	右中囲 み	「スンナ派とシーア派」中、「シーア 派は、ムハンマドの子孫のみがカリフ をつぐべきとしている。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (シーア派の主張)	3-(3)	
6	16	下図	「19世紀の世界」中、「イギリス」	不正確である。 (41ページ図3「ナポレオン時代のヨーロッパ」には 「大ブリテン王国」、49ページ図2「1870年ころのイ タリア・ドイツ」には「大ブリテン＝アイルランド 連合王国」とある。)	3-(1)	
7	17	上図	「20世紀前半の世界」中、山東半島の 塗色	生徒が誤解するおそれのある図である。 (凡例に照らして、領有している国について誤解する 。)	3-(3)	
8	17	上図	「20世紀前半の世界」中、「南アフリ カ連邦」の塗色	生徒が誤解するおそれのある図である。 (オーストラリア、ニュージーランド、カナダの塗 色に照らして、イギリスとの政治的関係について誤解 する。)	3-(3)	
9	21	図4	「ビゴ」キャプション中、「16年間 日本に暮らし、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (滞在期間)	3-(3)	
10	28	写真2	「紫禁城内の扁額」中、「満州」	表記が不統一である。 (同ページ2行目には、「満洲」とある。)	3-(4)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-93		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	29	写真5	「19世紀前半の長崎港」中、「川原廣賀筆」	誤記である。	3-(2)	
12	31	右上囲み	「サツマイモ」の説明中、「日本には中国から18世紀にもたらされ、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (サツマイモが日本にもたらされた時期)	3-(3)	
13	32	17 - 18 左	蝦夷地支配を認められた松前氏（松前藩）がアイヌとの交易を独占した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (蝦夷地と松前氏との関係)	3-(3)	
14	39	右上囲み	「アメリカ独立宣言からの削除文」中、「本田利造」	誤記である。 (著者名)	3-(2)	
15	39	写真6	「独立宣言の書名（フィラデルフィア、1776年7月4日）」	誤植である。 (「書名」)	3-(2)	
16	44	図2	「ウィーン体制下のヨーロッパ」中、「大ブリテン王国」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (国名)	3-(3)	
17	57	図3	「19世紀の南・東南アジア」中、マレー半島の塗色	生徒が誤解するおそれのある図である。 (「イギリス領」の範囲)	3-(3)	
18	69	14 - 20	「国境の画定」（全体）	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2)ウ「日本の国民国家の形成などの学習において、領土の画定などを取り扱うようにすること。その際、北方領土に触れる」)	2-(1)	
19	75	囲み9	「解放された黒人の市民権に関する法律」中、「このような行為な重罪と見なされ、」	誤記である。 (「行為な」)	3-(2)	
20	76	年表	「東アジア」欄中、「1894 日清戦争(～05)」	誤りである。 (終結の年次)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-93		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
21	78	1	「可能なら、惑星をも分割したい」 (同ページ写真2「セシル＝ローズ (1853～1902)」の吹き出し中、「可 能なら、惑星をも分割したい」及び、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「分割したい」)	3-(3)	
			2ページ右5行目「1 「可能なら、惑星 をも分割したい」」も同様。) )			
22	83	図3	「アジアの民族運動」	不正確である。 (縮尺)	3-(1)	
23	91	グラフ 7	「児童の就学率の変遷」中、「1866年 学校令」	誤記である。 (年次)	3-(2)	
24	94	図2	「新橋駅の夜景」キャプション中、「 1892年にはじめて登場したガス灯は」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ガス灯の登場時期)	3-(3)	
25	97	囲み7	「イギリスの産業革命をささえた奴隷 貿易」中、「リバプールの繁栄の基礎 を築いたのは黒人売買であった。この 町にとっては、・・・1751年には53隻 を、1770年には96隻を、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (中略部が明示されていない。)	3-(3)	
26	98	図1	「第一次世界大戦の参戦国」中、ニュー ギニア島北東部、ビスマルク諸島、 ブーゲンビル島	生徒が誤解するおそれのある図である。 (塗色)	3-(3)	
27	107	2 - 8	我が国のすべての禍根は、・・・覚悟 があるならば、必ず我に有利に・・・ また朝鮮に、・・・保つ得ぬに至るか らである。…… (『石橋湛山評論集』 )	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (『石橋湛山評論集』からの忠実な引用であるかの ように誤解する。)	3-(3)	
28	108	18 - 19	太平洋地域の現状維持と日英同盟の破 棄を決めた四カ国条約、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「破棄」)	3-(3)	
29	109	図4	「第一次世界大戦後のヨーロッパ」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (ベルギー、トラキアの状況)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-93		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
30	111	写真7	「ジャムシエトジー=タタ（1839～1904）」中、「1907年に鉄鋼会社を設立した。」	生徒にとって理解し難い表現である。 （鉄鋼会社設立の経緯）	3-(3)	
31	113	写真5	「柳寛順（1902～20）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （生年及び享年について一般的に理解されたものであるかのように誤解する。）	3-(3)	
32	121	3 - 4	1923年に再び非政党内閣ができると第二次護憲運動がおり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （第二次護憲運動がおこった時期）	3-(3)	
33	121	16 - 17	1922年にはソ連の成立を契機に日本共産党が結成された。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （ソ連の成立と日本共産党結成との時系列的関係）	3-(3)	
34	124	表7	「中等・高等教育機関の充実」中、1920年の高等学校の数「17」	不正確である。 （出典『学制百年史』のデータに照らして、不正確である。）	3-(1)	
35	127	グラフ 12	「日本人移民の渡航先の変遷」中、「37満洲事変勃発」	誤記である。 （年次）	3-(2)	
36	129	写真9	厚木基地に降り立つマッカーサー（1945）（→p. 140）	生徒にとって理解し難い表現である。 （参照先）	3-(3)	
37	144	15	マラリヤ （同ページ21行目も同様。）	表記が不統一である。 （同ページ7行目では「マラリア」）	3-(4)	
38	148	囲み6	キャプション中、「『沖縄県史 第9巻 沖縄戦証言記録』」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （書名）	3-(3)	
39	149	囲み1 0	資料中、「むろん抱くこともできない。なぜなら自分も」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （中略部分の存在）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-93		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
40	152	7	Headquarteres	誤記である。	3-(2)	
41	160	図7	「サンフランシスコ平和条約による日本の領域」中、朝鮮半島に引かれた境界線	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (線種)	3-(3)	
42	163	囲み8	「吉野作造の民本主義」キャプション中、「吉野造作」	誤記である。	3-(2)	
43	163	写真	「13検閲制度」、及び「13「立てる像」」	生徒にとって理解し難い表現である。 (番号の重複)	3-(3)	
44	168	3 - 7	西アジアでは、大戦中から独立を求める動きが強まり、レバノン・ヨルダン・シリアが独立した。この3カ国と、戦前から独立していたエジプト・イラク・サウジアラビア・イエメンとで	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (アラブ連盟結成にいたる経緯)	3-(3)	
			1945年、アラブ人の独立国家の集まりであるアラブ連盟が結成された。			
45	176	脚注	1972年9月に日中国交樹立が実現すると、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (177ページ17-18行「日中共同声明に調印し、国交正常化を実現した。」に照らして誤解する。)	3-(3)	
46	178	2 左	1945年3月、沖縄本島に上陸した米軍は、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「1945年3月」と「沖縄本島に上陸」との関係)	3-(3)	
47	182 - 183	19 - 1	軍事政権がつづいていた韓国でも、1988年に国民による直接選挙により大統領が選ばれた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「国民による直接選挙により大統領が選ばれた」時期)	3-(3)	
48	190	3 - 5	発足当初は6カ国であったヨーロッパ共同体 (EC) は、・・・1993年にヨーロッパ連合 (EU) となった。2002年には単一通貨ユーロを導入し、	生徒にとって理解し難い表現である。 (ユーロ「導入」の時期)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

6 枚中 6 枚目

受理番号 102-93	学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
-------------	---------	---------	---------	----

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
49	191	図4	「地域の経済統合」中、「北米自由貿易協定 (NAFTA)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (北米域内の貿易協定の経緯と現状)	3-(3)
50	201	年表	年表中、「日本」欄の時代区分	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (7ページ年表に照らして、時代区分について誤解する。)	3-(3)
51	裏見返	図	「世界の現勢」中、「台湾」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (現況)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-94		学校 高等学校		教科 地理歴史		種目 歴史総合		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	4 - 11		「巻頭資料 諸地域世界の形成」(全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (巻頭資料中の「世界」と第I部以降の「世界」との関係)	3-(3)				
2	6	上図	0° N	不正確である。 (赤道の示し方)	3-(1)				
3	13	18 - 19 右	2014(平成26)年に「和食」がユネスコ(UNESCO)の無形文化遺産に登録されて	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年代)	3-(3)				
4	41	23 - 24	これに対し、フランスの革命政府はオーストリア・プロイセンに宣戦布告し、フランス革命は戦争と同時に進行することになった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (フランス革命時の戦争の状況)	3-(3)				
5	61	図4	「列強のアジア進出」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (イギリス領の範囲)	3-(3)				
6	70 - 71	30 - 17	「ロシアとの関係と北方開発」(全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2)ウ「日本の国民国家の形成などの学習において、領土の画定などを取り扱うようにすること。その際、北方領土に触れる」)	2-(1)				
7	80	図5	帝国党1892	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年代)	3-(3)				
8	86	グラフ 3	「列強の鉄鋼生産の世界シェア」	生徒にとって理解し難いグラフである。 (1910-14年のグラフの数字の示し方)	3-(3)				
9	91	23 - 24	19世紀末に山東省で始まった宗教的武術集団の義和団は、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (義和団の性格)	3-(3)				
10	128	27 - 28	有権者の納税資格を5円から3円に引き下げるにとどめた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「5円」)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-94		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	144	13 - 14	アメリカは日米通商航海条約の破棄を通告した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「破棄」)	3-(3)	
12	145	図10	「京城郊外の朝鮮神宮」キャプション中、「1930年代には朝鮮で2000以上の神社がつくられた。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (神社数)	3-(3)	
13	150	22 - 23	4月には沖縄戦が始まり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (沖縄戦の開始時期)	3-(3)	
14	161	図3	「女性議員の誕生」キャプション中、「女性立候補者78人中39人が当選した。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (立候補者数)	3-(3)	
15	167	図6	「日本の領土」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (竹島の現況)	3-(3)	
16	183	21 - 22	1949年にイギリス連邦を正式に離脱し、国名をアイルランド共和国とした。	不正確である。 (「アイルランド共和国」は正式な国名としては不正確である。)	3-(1)	
17	192	図5	「安保条約反対運動の新聞記事」キャプション中、「『毎日新聞』1960年6月10日」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日付)	3-(3)	
18	194	4 - 5	韓国・中国との国交回復 (同ページ5-6行目、10行目、17-18行目、右上問い、209-210ページ34-1行目も同様。)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「国交回復」)	3-(3)	
19	194	15	中国側は日本に対する戦争賠償の請求権を放棄した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「請求権」)	3-(3)	
20	198	7 - 8	スーパーマーケットが急成長し、1968(昭和43)年には売上高で百貨店を上まわった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年代)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-94		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
21	199	図10	「多摩ニュータウン」キャプション中、「東京都・日本住宅公園などが整備した住宅団地。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「公園」)	3-(3)	
22	215	13 - 20	1989年には共産主義政党の一党支配体制の放棄と、社会主義から資本主義への転換が、急速に進んだ(東欧革命)。ベルリンでは、東西を隔てていた「ベルリンの壁」が民衆の手によって破	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ポーランドの状況)	3-(3)	
			壊された。ポーランドでは自主管理労働組合「連帯」を率いるワレサが大統領となり、チェコスロヴァキアではドブチェックが復権し、ルーマニアでは改革に抵抗したチャウシェスク大統領が			
			処刑された。同年末、ゴルバチョフは、レーガンの後継者であるブッシュ(41代)大統領と地中海のマルタ島沖で会談し、冷戦の終結を宣言した。			
23	219	17 - 18	1994年にはアメリカ・カナダ・メキシコのあいだで、北米自由貿易協定(NAFTA)が発効した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (北米域内の貿易協定の経緯と現状)	3-(3)	
24	220	15	ベネズエラでは1998年に大統領に就任したチャベスが、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年次)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

7 枚中 1 枚目

受理番号 102-95		学校 高等学校		教科 地理歴史		種目 歴史総合		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	表見返	図	「現代の世界」中、朝鮮半島中部の点線	生徒が誤解するおそれのある図である。 (線種)	3-(3)				
2	5	上図	「13世紀の世界」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (中央アジア及び朝鮮半島の状況)	3-(3)				
3	7	右中写真	「朝鮮通信使来朝図」キャプション中、「18世紀には7～10代将軍の就任にともない」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (将軍の代数)	3-(3)				
4	7	右下写真	鈴木晴信	誤記である。	3-(2)				
5	12	グラフ6	「イギリスの小麦輸入元の割合」	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 (縦軸の数字)	3-(3)				
6	14	囲み5	「福沢諭吉『学問のすゝめ』」(全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (引用文全体が一続きの文章であるかのように誤解する。)	3-(3)				
7	18	中写真	「大坂の賑わい」キャプション中、「手前に樽廻船、中央に蔵、・・・が描かれている。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「手前」に描かれている「船」の種類)	3-(3)				
8	22	グラフ6	「中国・日本の推定人口の推移」	生徒にとって理解し難いグラフである。 (1880年の中国の人口)	3-(3)				
9	25	図5	「16～18世紀の銀の流れ」中、広州の吹き出し「1757 欧米諸国の港に限定」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (26ページ3-4行目「ヨーロッパ各国や独立後のアメリカの船の入港を広州に限定して許す一方、」に照らして、当時の広州港の状況を誤解する。)	3-(3)				
10	26	10	徳川幕府 (27ページQ1も同様。)	表記が不統一である。 (7ページ下囲みでは「江戸幕府」)	3-(4)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-95		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	28	図4	「技術革新と交通手段の改良」中、「1709 ダービー父子のークス燃料による製鉄法」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (1709年における製鉄法の発明者)	3-(3)	
12	31	図15	「ドイツ関税同盟」中、「ヴェーザー川」	誤りである。 (河川名)	3-(1)	
13	37	19 - 21	日本人の海外渡航は1866(慶応2)年に解禁され、翌年にはハワイへの移民が初めておこなわれた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ハワイへの移民が初めておこなわれた時期)	3-(3)	
14	39	年表	90年代 産業革命が始まる	生徒にとって理解し難い表現である。 (56ページ16-17行目、「1880年代半ばに・・・民間企業の設立ブーム(企業勃興)がおこり、日本は産業革命の時代に入った」との関係)	3-(3)	
15	41	囲み6	「合衆国憲法」中、第1条第2節(3項)	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明なく「<>」が用いられており、理解し難い。)	3-(3)	
16	44	図3	「フランス革命期の言語地図」中、茶色斜線部「フランス語 プロヴァンス語」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (当該地域で優勢だった言語)	3-(3)	
17	50	囲み8	「公議所日誌」中、「郡県とし、旧藩主を知事とする101」、及び「反対176」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (票数)	3-(3)	
18	61	14 - 15	フィリピンでは・・・スペインが・・・19世紀にはサトウキビ・タバコなどの栽培を強制した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (当時のフィリピンで栽培が強制された農作物)	3-(3)	
19	63 - 64	1 - 3	「条約と国境」(全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2)ウ「日本の国民国家の形成などの学習において、領土の画定などを取り扱うようにすること。その際、北方領土に触れる」)	2-(1)	
20	64	写真6	「琉球処分」の風刺画」キャプション中、「綱(あみ)で引っ張られている」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ルビ)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-95		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
21	78	囲み5	「国際連合による「植民地と人民に独立を付与する宣言」(1960年)」中、「あらゆる形態の植民地主義をすみやかにかつ無条件に終わらせる秘帖(ひちょう)があることを厳粛に宣言する	誤植である。 (「秘帖(ひちょう)」)	3-(2)	
			。」			
22	79	写真5	「ドイツ国民車の宣伝ポスター」キャプション中、「ポスターの「KdF」とは「頑張った人にはそれに報いるよるこびが与えられる」の意味。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「KdF」の意味)	3-(3)	
23	79	写真5	「ドイツ国民車の宣伝ポスター」キャプション中、「ドイツでは、ナチ党が毎月5マルクを積み立てた労働者に自動車購入クーポンを与える政策をおこなった。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (119ページ写真6「フォルクスワーゲンの広告」キャプション中、「「週5マルクの節約で車を手に入れられますよ!」」に照らして、ナチ党の政策について誤解する。)	3-(3)	
24	79	写真6	「ナチ党集会の様子(1938年)」	生徒が誤解するおそれのある写真である。 (写真の場面)	3-(3)	
25	81	3	⑧ 11～13の文化住宅のつくりには、大正時代の文化のどのような特徴が反映されているだろうか。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (写真11～13がすべて大正時代の住宅の復元であるかのように誤解する。)	3-(3)	
26	92	図5	「第一次世界大戦後の日本の領土」	生徒にとって理解し難い図である。 (塗色及びフォント)	3-(3)	
27	95	囲み1 3	「アメリカの上院議員の演説(1919年)」(全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (中略部分の存在が明示されていない。)	3-(3)	
28	107	表13	「日本の衆議院議員選挙権の変遷」中、「公布年」の2段目「1990」	誤記である。	3-(2)	
29	110	14 - 15	震災の死者は焼死者を中心に10万人をこえ、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「死者」)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-95		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
30	113	右中写真	「厚木に降り立つマッカーサー」キャプション中、「連合軍最高司令官として太平洋戦争を指揮したマッカーサーは、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (太平洋戦争中に連合軍最高司令官であったかのように誤解する。)	3-(3)	
31	114	年表	1940年の「日本」欄中、「日米通商航海条約破棄」 (126ページ年表, 1939年の「日本」欄中, 「7 日米通商航海条約の破棄	生徒にとって理解し難い表現である。 (128ページ5-6行目「1939(昭和14)年7月に日本に日米通商航海条約の廃棄を通告した。」, 及び同ページグラフ8「日本の軍事物資の国別輸入額(1940年)」キャプション中, 「日米通商航海条約が廃棄された	3-(3)	
			」も同様。)	あとも」との関係)		
32	114	表3	「日本の貿易構造の変化」	生徒が誤解するおそれのある表である。 (数値)	3-(3)	
33	116	グラフ8	「工業製品・農産物価格の推移」 (143ページグラフ14「14歳の日本人平均身長推移」も同様。)	生徒にとって理解し難いグラフである。 (グラフの横幅の間隔が時期によって異なっている。)	3-(3)	
34	122	写真3	「対日勧告案可決を報じる新聞記事」キャプション中, 「『朝日新聞』1993年2月25日」	誤記である。 (「1993年」)	3-(2)	
35	128	14	フランス領インドシナ北部(北部仏印)を占領し, (129ページ5-6行目「南部仏印の占領」も同様。)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (126ページ年表中, 「北部仏印進駐」, 及び「南部仏印進駐」に照らして誤解する。)	3-(3)	
36	137	10-12	安保理の構成国は, 常任理事国と6カ国(1965年以降10カ国)の非常任理事国・・・であり, 9カ国の賛成によって決議を可決できるとされた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (安保理決議可決要件の変遷)	3-(3)	
37	138	図12	「金本位制」(全体)	生徒が誤解するおそれのある図である。 (レートとその導入年)	3-(3)	
38	138	写真13	「ブレトン=ウッズ会議」中, 「ドルが基軸通過となった。」	誤植である。 (「基軸通過」)	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

7 枚中 5 枚目

受理番号 102-95		学校 高等学校		教科 地理歴史		種目 歴史総合		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
39	141	20 - 21	兵役で徴収された男性にかわって、	誤植である。 (「徴収」)	3-(2)				
40	141	図9	「日本人の海外引揚げ者数」	生徒にとって理解し難い図である。 (引揚げ者数の内訳)	3-(3)				
41	141	図5	「日本の占領統治」	生徒にとって理解し難い図である。 (塗色)	3-(3)				
42	142	18 - 19	衆議院に首相の任免権が与えられ、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「任免権」)	3-(3)				
43	148	年表	1952年の「日本」欄中、「保安隊設置 (～53)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (存続期間)	3-(3)				
44	156	5 - 6	2020年のオリンピック東京大会は酷暑 の7月24日から8月9日に開催された。  (249ページ年表「日本」欄中、 「2020 東京オリンピック開催」も同 様。)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (開催の延期)	3-(3)				
45	169	図8	「国連パレスチナ分割案(1947年)」  (170ページ図13「第1次中東戦争後の 領域」も同様。)	不正確である。 (縮尺)	3-(1)				
46	173	15 - 20	1961年には・・・第1回同盟諸国首 脳会議が開かれ、25カ国が参加し、 ・・・共同歩調をとることにした。その 後、・・・1974年には総会で先進国主 導のIMF・GATT体制の変革を求める決 議をおこなった。	生徒にとって理解し難い表現である。 (1974年の「決議」の性格)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-95		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
47	176 - 177	21 - 1	1949年から61年までの13年間に、約273万9千人が東ベルリンから西ベルリンに流出していた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (当時の「流出」の状況)	3-(3)	
48	176	側注	「ベネルクス3国」中、「ベルギー・ネーデルラント・ルクセンブルクの3国」	表記が不統一である。 (表見返、図「現代の世界」には「オランダ」とある。)	3-(4)	
49	184	グラフ 2	「ヨーロッパ=アイデンティティと国民アイデンティティの割合」	生徒にとって理解し難いグラフである。 (棒グラフの長さが割合に比例していない。)	3-(3)	
50	195	図14	「工業地帯・地域と太平洋ベルト地帯」	不正確である。 (縮尺)	3-(1)	
51	199	グラフ 12	「本土と沖縄のアメリカ軍基地面積の割合」中、左目盛りの数値	生徒にとって理解し難いグラフである。 (一番上が「00」になっている。)	3-(3)	
52	204	表10	「日本の生活必需品の価格変化」中、1950年の「朝鮮戦争の前年」	不正確である。 (「前年」)	3-(1)	
53	208	囲み6	「マルコスの戒厳令」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (中略部分の存在が明示されていない。)	3-(3)	
54	236	囲み1 2	「 Dayton 協定 (1995年) 」中、「1. ……当時者は、」	誤植である。 (「当時者」)	3-(2)	
55	238	2 - 4	続いて2003年には大量破壊兵器の保持を理由に、国連決議なしでイラクに軍事介入し、フセイン政権を打倒した (イラク戦争)。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (イラク戦争に至る経緯)	3-(3)	
56	240	グラフ 3	「日本における高齢化の推移と将来推計」中、右目盛りの数値	生徒にとって理解し難いグラフである。 (40%の目盛りが欠落している。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

7 枚中 7 枚目

受理番号 102-95		学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
57	240	グラフ 4	「日本に在留する外国人の割合（国籍別、2018年）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「国籍別」）	3-(3)
58	241	グラフ 7	「社会的課題についての科学技術への期待」中、「震災前」と「震災後」の境界を示す線の位置	生徒が誤解するおそれのある表現である。（時期）	3-(3)
59	243	囲み5	「夏目漱石のみた近代都市」中、「a パリ万博」の史料文	生徒が誤解するおそれのある表現である。（史料文全体が同一の典拠であるかのように誤解する。）	3-(3)
60	245	年表	「日本」欄中、「1867・・・明治時代（～1912）」	誤りである。（1867年は「明治」ではない。）	3-(1)
61	247	年表	「日本」欄中、「1925・・・昭和時代（～89）」	誤りである。（1925年は「昭和」ではない。）	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-96		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	表見返	図	「現代の世界」中、朝鮮民主主義人民共和国と大韓民国との間の境界線	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (線種)	3-(3)	
2	1	9	第1部 近代化 (1ページ24行目, 31行目, 2ページ左段10行目, 右段1-2行目, 3ページ左段1行目, 18ページ1行目及び18ページ,	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容Bの「近代化と私たち」、Cの「国際秩序の変化や大衆化と私たち」、Dの「グローバル化と私たち」)	2-(1)	
			20ページ, 22ページ, 24ページ, 26ページ, 28ページ, 30ページ, 32ページ, 34ページ, 36ページ, 38ページ, 40ページ, 42ページ, 44ページ, 46ページ, 48ページ, 50ページ, 52ページ,			
			54ページ, 56ページ, 58ページ, 60ページ, 62ページの各フッター, 65ページ1行目及び66ページ, 68ページ, 70ページ, 72ページ, 74ページ, 76ページ, 78ページ, 80ページ, 82ページ,			
			84ページ, 86ページ, 88ページ, 90ページ, 92ページ, 94ページ, 96ページ, 98ページ, 100ページ, 102ページ, 104ページ, 106ページ, 108ページ, 110ページ, 112ページ, 114ページの			
			各フッター, 116ページ1行目及び116ページ, 118ページ, 120ページ, 122ページ, 124ページ, 126ページ, 128ページ, 130ページ, 132ページ, 134ページ, 136ページ, 138ページ, 140			
			ページ, 142ページ, 144ページ, 146ページ, 148ページ, 150ページ, 152ページ, 154ページ, 156ページ, 158ページ, 160ページ, 162ページの各フッターも同様。)			
3	2 目次	2 - 5 左	「東アジア世界」, 「南アジア世界・東南アジア世界」, 「西アジア世界」, 「ヨーロッパ世界」  (4ページタイトル, 1行目, 2行目, 5	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (学習指導要領に示す歴史総合の目標(1)「世界とその中の日本を広く相互的な視野から捉え、」に照らして、世界の捉え方について誤解する。)	3-(3)	
			ページフッター, 6ページタイトル, 1行目, 7ページ1行目, 13行目, 26行目, フッター, 8ページタイトル, 1行目, 9ページ5行目, 16行目, フッター, 10ページタイトル, 1行目, 11ページ2			
			行目, 7行目, 12行目, フッターも同様。)			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-96		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
4	14	表2	「明治時代の小学校の時間割」中、「5・0がつく日」欄の「問題」	誤植である。 (「問題」)	3-(2)	
5	27	図4	「江戸時代の対外交易」(全体)	生徒にとって理解し難い図である。 (凡例中の「貿易関係」を表す線と図との関係)	3-(3)	
6	29	11 - 12 右	2008(平成20)年には国会でアイヌを先住民族とする決議がおこなわれ、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (決議の内容について誤解する。)	3-(3)	
7	29	写真9	「シャクシャイン」キャプション中、「1669(寛文9)年に和人に対して乱をおこし」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「乱」では、アイヌの蜂起の性格について誤解する。)	3-(3)	
8	31	写真5	「織物工場で働く少年」キャプション中、「1857年に出版された」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (出版年)	3-(3)	
9	32	図2	「大黒屋光太夫」キャプション中、「伊勢(現在の三重県)から江戸へ向かう途中で遭難し、ロシア船に救助された。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「ロシア船に救助された」)	3-(3)	
10	47	22	このような明治初期からの一連の改革を明治維新と呼ぶ。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (明治維新の定義)	3-(3)	
11	83	20 - 21	日本はワシントン会議の決定にもとづいて、ドイツから継承した山東省の権益を中国に返還し、  (85ページ18-20行目も同様。)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (山東省の権益を中国に返還した経緯)	3-(3)	
12	84	9 - 10	イランではイギリスの介入を退けて25年にパフレヴィー朝が誕生した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (パフレヴィー朝誕生の経緯)	3-(3)	
13	87	18	円本と呼ばれる文庫本	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (文庫本の説明)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

3 枚中 3 枚目

受理番号 102-96		学校 高等学校		教科 地理歴史		種目 歴史総合		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
14	97	10 - 11	1937（昭和12）年9月、北京の盧溝橋付近で両国軍の衝突がおり（盧溝橋事件）、	生徒が誤解するおそれのある表現である。（盧溝橋事件発生の月）	3-(3)				
15	103	表8	「原爆による被害（長崎）」中、「全焼11,574人」, 「全壊1,326人」	生徒にとって理解し難い表現である。（単位）	3-(3)				
16	122	図1	「ヨーロッパにおける酸性雨の被害」	学習上必要な年次が示されていない。	2-(10)				
17	126	図1	「第二次世界大戦後のアジア」	生徒が誤解するおそれのある図である。（赤道の位置）	3-(3)				
18	166	用語解説	「批准」中、「その国の主権者（…民主国家なら議会の多数派）によって承認されることで、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（主権者の捉え方）	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-97		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	巻頭10	写真11	「サン・ピエトロ大聖堂の内部」キャプション中、「1296年に着工されてから、完成までに140年を費やした」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (サン・ピエトロ大聖堂の着工・完成過程)	3-(3)	
2	2	22-25左	三つ目の歴史総合の特徴は、数多くの「問い」や、その問いにかかわる資料が多く設けられ、本文も問いや資料に関連付けて叙述されるなど、歴史を学ぶ方法が変化したことです。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「三つ目の歴史総合の特徴」は、同ページ左15-17行「三つ目は、歴史の学びを現代的な諸課題の解決に結び付けていこうとすることです。」に照らして理解し難い。)	3-(3)	
3	3		「第2章 近代化と私たち 22」	誤記である。 (「22」)	3-(2)	
4	11	グラフ11	「イギリスの石炭産出量の推移」	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 (横軸の目盛りの間隔)	3-(3)	
5	14	4-6右	資料的な根拠がない叙述、明らかな誤読、そして特定の資料だけを根拠とした叙述など、誤った解釈、叙述というものも存在する。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (これらのすべてが「誤った解釈、叙述」となるかのように誤解する。)	3-(3)	
6	17	右中写真	「源氏物語絵巻」キャプション中、「894年に遣唐使が停止されたことをきっかけに、宮廷を中心に国風文化が生み出され、栄えた。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (遣唐使の停止と国風文化が生み出された関係について誤解する。)	3-(3)	
7	18	下中写真	「花の御所」キャプション中、「3代将軍足利義満が完成させた将軍家の邸宅。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (描かれている建物が足利義満の造営した御所であると誤解する。)	3-(3)	
8	25	表15	「鳥取県農家の労働時間配分」中、「牛」の労働時間	生徒にとって理解し難い表である。 (労働時間の内訳)	3-(3)	
9	28	図4	「清代の東アジア」	不正確である。 (縮尺)	3-(1)	
10	45	図6	「19世紀前半の大西洋三角貿易とアジア三角貿易」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (イギリス・清間の「茶」・「銀」の流れ、及びアフリカ・イギリス間の「綿布・武器」の流れ)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-97		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	59	10 - 12	朝鮮に対し、日本政府は外交文書に「天皇」の語を用いようとした。清の冊封を受けていた朝鮮は、これを日本が上位に立つものとして、文書の受け取りを拒否した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (朝鮮側が文書の受け取りを拒否する原因となった語について誤解する。)	3-(3)	
12	59	図4	「琉球処分の経緯」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (「琉球の清への朝貢禁止、日本の「属地」化に抗議」、及び「琉球の廃藩置県に抗議」の矢印)	3-(3)	
13	59	図5	「日本の国境の画定」	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2)ウ「日本の国民国家の形成などの学習において、領土の画定などを取り扱うようにすること。その際、北方領土に触れる」)	2-(1)	
14	60	図4	「ウィマムの図」キャプション中、「『蝦夷国風俗図絵』」	誤記である。	3-(2)	
15	66	図1	「1914年のアフリカ」	不正確である。 (縮尺)	3-(1)	
16	87	図5	「第一次世界大戦前(1910年)の世界」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (南アフリカ及びアラビア半島の塗色、「オスマントルコ」)	3-(3)	
17	87	図6	「1960年代の世界」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (「ワルシャワ条約機構加盟国(1960年時)」の塗色)	3-(3)	
18	90	グラフ 19	「日本の高等教育機関数の推移」	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 (「短期大学」と「四年制大学」の塗色)	3-(3)	
19	90	8左	『モダンタイムズ』	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (101ページ上囲みには『モダンタイムス』とある。)	3-(3)	
20	94	15 - 16	日本は山東半島の利権の日本への継承などを求める二十一か条要求を中国の北京政府に認めさせた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (同ページ左囲み「二十一か条要求」の全てを認めさせたかのように誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-97		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
21	96	右上写真	「1 1925年12月のイギリスの風刺画」	誤記である。 (「1」)	3-(2)	
22	97	囲み6	「シュトレゼマン」中、「シュトレゼマンがドイツ銀行総裁に起用したシャハトは、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (シャハトの勤務先)	3-(3)	
23	103	上囲み	「アメリカ合衆国移民法」中、「中国人はアジア太平洋戦争さなかの1943年、」  (123ページ右上囲み2行及び15-16行	生徒にとって理解し難い表現である。 (「アジア太平洋戦争」は説明不足で理解し難い表現である。)	3-(3)	
			, 126ページタイトル「アジア太平洋戦争と日本の敗戦」、同ページ図2「アジア太平洋戦争で失われた人命」、同ページ8行、127ページ図6「アジア太平洋戦争」も同様。)			
24	107	図5	「1920年～30年代の中国」中、「国民政府成立 1927.9」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (国民政府の成立時期)	3-(3)	
25	115	5 - 9 左	1814年にエルバ島からの脱出をはかった際に荒波で船から落ちたナポレオンは、近くの漁船から飛びこんだニューファンランド犬(ラブラドル・レトリバーの原型)に助けられた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年次)	3-(3)	
26	133	図4	「第二次世界大戦後のアジア」	生徒にとって理解し難い図である。 (朝鮮半島の状況)	3-(3)	
27	133	図4	「第二次世界大戦後のアジア」	生徒にとって理解し難い図である。 (「オマーン 1971」は、154ページ図1では「第二次世界大戦前の独立国」とされている。)	3-(3)	
28	155	23 - 25	エジプトは1979年にイスラエルと平和条約を結び、他のアラブ諸国からの反発をまねいた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (エジプトとイスラエルとの平和条約締結に反対したのが側注2の国々であるかのように誤解する。)	3-(3)	
29	161	上囲み	「戦後補償」(全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (賠償や補償と歴史問題の解決との関係)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-97		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
30	162	表1	「各国の経済成長率（アメリカ，西欧，日本，ソ連）」	生徒が誤解するおそれのある表である。 （フランス，ソ連，日本の経済成長率の数値）	3-(3)	
31	167	7	マレーシア連邦 （同ページ9行目「マレーシア連邦」も同様。）	誤りである。 （国名）	3-(1)	
32	168	図3	「ベトナム戦争」キャプション中，「駆逐戦」	誤記である。	3-(2)	
33	172	1 - 3 右	大戦直後の1919年にはイギリス，翌20年にはアメリカでも憲法が改正されて，国全体での女性参政権が成立した。	生徒にとって理解し難い表現である。 （108ページ17-18行「イギリスでも，1918年に男性普通選挙制と部分的な女性参政権が導入され，」に照らして理解し難い。）	3-(3)	
34	180	6 - 7	1990年，イラクによるクウェート侵攻をきっかけに湾岸戦争が勃発した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （湾岸戦争が1990年に勃発したかのように誤解する。）	3-(3)	
35	181	上囲み	「沖縄の基地問題」中，「2019年の県民投票でも反対が有効投票の71.7%を占めた。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （比率）	3-(3)	
36	183	グラフ 1	「おもな庇護地域別の難民数」	生徒にとって理解し難いグラフである。 （「ヨーロッパ」と「南北・中央アメリカ」を示す線の区別）	3-(3)	
37	187	20 - 22	また，モノだけでなくサービスや投資の自由化を進める環太平洋パートナーシップ協定（TPP）の交渉が進められ，2018年，日本をはじめ11か国で発効した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （交渉と発効の経緯）	3-(3)	
38	187	図5	「世界の地域統合への動き」中，「北米自由貿易協定（NAFTA）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （北米域内の貿易協定の経緯と現状）	3-(3)	
39	189	9 - 10	イギリスは2016年の国民投票でEUからの離脱を決めた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （現状）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。



## 検 定 意 見 書

受理番号 102-98		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	6	8 - 9 中	アジアの太平洋戦争開戦に熱狂する人々・・・135	生徒にとって理解し難い表現である。 (135ページ右上囲み「アジア太平洋戦争開戦に熱狂する人々」に照らして理解し難い。)	3-(3)	
2	11	グラフ 12	「イギリスの石炭産出量の推移」	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 (横軸の目盛りの間隔)	3-(3)	
3	14	3 - 6 左	資料的な根拠がない叙述, 明らかな誤読, そして特定の資料だけに依拠した叙述など, 誤った解釈・叙述というものも存在する。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (これらのすべてが「誤った解釈・叙述」となるかのように誤解する。)	3-(3)	
4	23	25 - 26	他方イギリスでは国王による支配権独占の試みは17世紀の革命によって挫折したため, 絶対主義は成立せず,	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (イギリスでの絶対主義の存在)	3-(3)	
5	27	年表	「日本のおもな出来事」欄中, 1871年の「「賤称廃止令」」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「賤称廃止令」という用語が一般的であるかのように誤解する。)	3-(3)	
6	32	表12	「鳥取県のある農家の労働時間配分」中, 「牛」の労働時間	生徒にとって理解し難い表である。 (労働時間の内訳)	3-(3)	
7	39	図4	「18世紀のアジア」中, 北アメリカの塗色	生徒が誤解するおそれのある図である。 (諸勢力の並立状況)	3-(3)	
8	67	図5	「日本の国境の画定」	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして, 扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2)ウ「日本の国民国家の形成などの学習において, 領土の画定などを取り扱うようにすること。その際, 北方領土に触れる」)	2-(1)	
9	68	4 - 7	朝鮮に対し, 日本政府は外交文書に「天皇」の語を用いようとした。これを朝鮮は, 日本側が上位に立つ形に日朝関係を変更しようとしたものと受け止め, 文書の受け取りを拒否した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (朝鮮側が文書の受け取りを拒否する原因となった語について誤解する。)	3-(3)	
10	71	27 - 33	このように, 19世紀後半のヨーロッパでは, 君主制国家でも立憲制を導入する動きが広がり, そのような動きはヨーロッパの外にも広がりをみせた。・・・しかし, 君主権の弱さ, ...と	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (イギリス, フランス, アメリカなどと, その他の国々との相違点)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-98		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
			いった点で、イギリス、フランス、アメリカなどとは違いがあった。			
11	75	図1	「1914年のアフリカ」	不正確である。 (縮尺)	3-(1)	
12	97	図3	「第一次世界大戦前の世界」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (南アフリカおよびアラビア半島の塗色、「オスマントルコ」)	3-(3)	
13	97	図4	「1960年代の世界」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (「ワルシャワ条約機構加盟国(1960年時)」の塗色)	3-(3)	
14	102	写真3	「クライスラービルディング(1930年完成、ニューヨーク)」	生徒が誤解するおそれのある写真である。 (被写体)	3-(3)	
15	104	19 - 22	日本は1915年には中国に、・・・二十一か条要求をおしつけた。このときの中国政府はこの要求を認めたが、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (二十一か条要求に対する中国政府の反応)	3-(3)	
16	119	図5	「1920年から30年代の中国」中、「国民政府成立 1927.9」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (南京での国民政府成立の時期)	3-(3)	
17	125	側注3	第一次世界大戦期に不良債権を抱えた銀行が経営不振におちいり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (銀行が不良債権を抱えた時期)	3-(3)	
18	126	写真2	「日本の金兌換紙幣」キャプション中、「相渡可(あいわたすべき)申候也」	不正確である。 (ルビ)	3-(1)	
19	134	8 - 9	1940年4月、ドイツはオランダ、ベルギーの中立をおかして北フランスに攻めいり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (時期)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-98		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
20	148	図1	「第二次世界大戦後のアジア」中、朝鮮半島中部の点線	生徒が誤解するおそれのある図である。 (線種)	3-(3)	
21	150	側注4	1963年に同連邦などとともにマレーシア連邦を形成した。 (185ページ2-3行目「1963年に・・・マレーシア連邦となったが、」も同様 。)	不正確である。 (国名)	3-(1)	
22	154	囲み1	「ドイツ刑法 第86条a」(全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (条文を直訳したものではない。)	3-(3)	
23	163	図2	「第二次世界大戦後初期の東アジア」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (中央アジア諸地域が属した陣営)	3-(3)	
24	168	写真3	「ハンガリー動乱(1956年)」キャプション中、「市民により破壊されたレーニン像」	生徒が誤解するおそれのある写真である。 (像のモデル)	3-(3)	
25	172	図1	「イギリス帝国領(1945年)」(全体)	生徒が誤解するおそれのある図である。 (紫の塗色範囲が1945年のイギリス領であるかのように誤解する。)	3-(3)	
26	172	図2	「米軍基地の所在地と米軍が派遣されている国」(全体)	生徒が誤解するおそれのある図である。 (「米軍の基地などがある国」の範囲)	3-(3)	
27	173	5 - 6 左	さらに被害が大きかった第五福竜丸の船長が死亡するなかで運動は盛り上がり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (職位)	3-(3)	
28	174	図1	「南アジア・アフリカ・中東諸国の独立と独立後の紛争地」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (スリランカの塗色)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-98		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
29	181	下囲み	「戦後補償」(全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (賠償や補償をめぐる問題の現況について誤解する。)	3-(3)	
30	191	6 - 8 左	彼らの出身地である・・・リヴァプールは、17世紀に太平洋の奴隷貿易で繁栄した港町であり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (リヴァプール繁栄の経緯)	3-(3)	
31	204	グラフ 1-2	タイトル「在日外国人数の推移」, 「国際的な人口移動の推移」	生徒にとって理解し難いグラフである。 (タイトル)	3-(3)	
32	205	8 - 10	1992年, アメリカ合衆国, カナダ, メキシコが北米自由貿易協定 (NAFTA) を結んだ。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (北米域内の貿易協定の経緯と現状)	3-(3)	
33	205	21 - 23	また, モノだけでなくサービスや投資の自由化を進める環太平洋パートナーシップ協定 (TPP) の交渉が進められ, 2018年, 日本などの11か国で発効した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (交渉と発効の経緯)	3-(3)	
34	213	囲み7	『河北新報』(2013年3月5日)	不正確である。 (掲載日)	3-(1)	
35	220	年表	「西ヨーロッパ」中, 「1世紀末 ローマ帝政開始」	生徒が誤解するおそれのある表である。 (ローマ帝政開始の時期)	3-(3)	
36	225	年表	「東アジア・北アジア」及び「日本」中, 「72 日中共同宣言」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (名称)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

4 枚中 1 枚目

受理番号 102-99		学校 高等学校		教科 地理歴史		種目 歴史総合		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	表見返	図	「現代の世界」 (90ページ資料1, 98-99ページ「冷戦期の世界」, 100ページ資料1, 102ページ資料1も同様。)	生徒が誤解するおそれのある図である。 (全体図と拡大図中, 朝鮮半島の軍事境界線の線種)	3-(3)				
2	19		「琉球と蝦夷地」(全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして, 扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2)ウ「琉球やアイヌの文化についても触れること。」)	2-(1)				
3	19	右上図	「明治日本の領域」中, 「日露和親条約(1854年)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (同ページ右27行目には「1855年」とある。)	3-(3)				
4	19	26 - 27 右	ペリー来航に少し遅れて, ロシアのプチャーチンが長崎に来航し, →p. 131	不正確である。 (参照ページ)	3-(1)				
5	26	19 左	山本茂美『あゝ野麦峠』	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (作者名)	3-(3)				
6	33	19左 -20右	「近代化と東アジア」(全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして, 扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2)ウ「日本の国民国家の形成などの学習において, 領土の画定などを取り扱うようにすること。その際, 北方領土に触れる」)	2-(1)				
7	41	資料5	「ホセ・リサール『ノリ・メ・タンヘレーわが祖国に捧げる』(1886年)」中, 「(本文)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「(本文)」に示された文章が同書からの引用であるかのように誤解する。)	3-(3)				
8	42	資料1	「日清戦争経過図」	不正確である。 (縮尺)	3-(1)				
9	49	図3	「列強による中国分割と鉄道建設」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (「広州湾」の引き出し線)	3-(3)				
10	52	図	「20世紀前期の世界」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (カナダと南アフリカ連邦の状況)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-99		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	52	表6	「20世紀前半の国際的な動き」中、「1948 NATO設立」	生徒にとって理解し難い表現である。 (87ページ右5-9行「1949年にはドイツの東西分断が固定化した。また同年、西欧の資本主義諸国とアメリカ、カナダは、北大西洋条約機構(NATO)を結成してソ連に軍事的に対抗する安全保障体制を確立し	3-(3)	
				た。」、及び148ページ年表中、「ヨーロッパ」の項の「49…NATO結成」に照らして理解し難い。) )		
12	59	資料6	「日本と委任統治領」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (日本の委任統治領)	3-(3)	
13	59	19 - 21 左	1922年、東アジアと太平洋地域の新秩序を構想するために、ワシントン会議が開かれた。	生徒にとって理解し難い表現である。 (52ページ資料6中、「1921 ワシントン会議」、及び149ページ年表中、「日本」の項の「21 ワシントン会議」に照らして理解し難い。)	3-(3)	
14	59	脚注2	中国の領土保全や主権尊重をかかげた九か国条約によって山東半島を中国に返還し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (山東半島返還の経緯)	3-(3)	
15	59	脚注2	四か国条約では日英同盟が破棄された。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「破棄」)	3-(3)	
16	86	資料1	「国際連合と国際連盟の仕組み」中、「国際連盟」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (主要機関と専門機関の区別)	3-(3)	
17	86	資料1	「国際連合と国際連盟の仕組み」中、「▼国際連盟と国際連合の比較」	生徒が誤解するおそれのある表である。 (国際連合の制裁)	3-(3)	
18	86	資料1	「国際連合と国際連盟の仕組み」中、「▼国際連盟と国際連合の比較」	生徒が誤解するおそれのある表である。 (国際連盟の原加盟国)	3-(3)	
19	87	14 右	国際連合憲章 →p. 140	不正確である。 (参照ページ)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-99		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
20	88	右上写真	「天皇の巡幸（1946年2月11日）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （日付）	3-(3)	
21	96	右上囲み	スペインのプロサッカーリーグでは、試合に出場できる外国人選手は3人までというルールがある。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「外国人選手」）	3-(3)	
22	96	写真キャプション	「▲スペイン国内リーグの選手たちとその国籍（2017年）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （後列左端の人物の国籍）	3-(3)	
23	101	13 - 15 左	これを認めない旧宗主国のフランスが1949年に傀儡政権のベトナム国（南ベトナム）を建てると、北ベトナムとの間にインドシナ戦争が起こった。	生徒にとって理解し難い表現である。 （102ページ資料3中、「北ベトナム」の項の「1946インドシナ戦争（～54）」に照らして理解し難い。）	3-(3)	
24	102	資料1	「東アジアとベトナム戦争」	生徒が誤解するおそれのある図である。 （台湾の位置づけ）	3-(3)	
25	110	資料3	「日本とおもなアジア諸国との国交正常化と賠償」中、「1972 日中共同声明…※賠償請求権を放棄」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「賠償請求権」）	3-(3)	
26	118	資料1	「アジア諸国の変遷」	生徒が誤解するおそれのある図である。 （マラヤ連邦とマレーシアの関係）	3-(3)	
27	119	15 - 16 左	70年代末から鄧小平政権のもとで市場経済を取り入れた改革・開放政策を進めていったが、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「鄧小平政権」）	3-(3)	
28	121	資料5	「ソ連解体までの東欧とソ連の動き」	生徒が誤解するおそれのある表である。 （アルバニアで複数政党制による選挙が行われた時期）	3-(3)	
29	123	資料4	「政党別議席数の変遷（衆議院）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （議席数）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

4 枚中 4 枚目

受理番号 102-99		学校 高等学校		教科 地理歴史		種目 歴史総合		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
30	126	資料1	「世界のおもな地域統合」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (アフリカ連合 (AU) の加盟状況)	3-(3)				
31	126	資料1	「世界のおもな地域統合」中、「北米自由貿易協定 (NAFTA) 1994年発効」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (北米域内の貿易協定の経緯と現状)	3-(3)				
32	130	資料4	「ボスニア・ヘルツェゴヴィナ」中、「ボスニア連邦」	不正確である。 (国名)	3-(1)				
33	142	表	「日本の歴代内閣総理大臣」中、「松方正義② 期間1896.02～98.01」  (同ページ「大隈重信① 期間1898.06～98.01」, 143ページ「若槻	不正確である。 (在任期間)	3-(1)				
			札次郎② 期間1931.04～31.04」も同様。)						
34	142	表	「日本の歴代内閣総理大臣」中、「1904.09 日露戦争が始まる」  (143ページ「1991.03 湾岸戦争が始まる」, 「1992.02 PKO協力法公布」	不正確である。 (年月)	3-(1)				
			も同様。)						
35	147	年表	「日本」の項中、「18 間宮林蔵, 樺太探検」	不正確である。 (年次)	3-(1)				
36	148	年表	「アフリカ, 西・中央アジア」の項中, 「03 米英軍によるイラク侵攻」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (131ページ右9行, 及び133ページ右25行「イラク戦争」に照らして誤解するおそれのある表現である。)	3-(3)				
37	裏見返	右下図	「16世紀の世界」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (「マゼラン」)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-100		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	折込み 5	左上図	「蝦夷錦を着たアイヌの首長イトコイ」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「イトコイ」)	3-(3)	
2	折込み 6	左上図	「江戸の風景（「大はしあたけの夕立」）」キャプション中、「歌川広重が描いた「江戸名所図会」」	不正確である。 (「江戸名所図会」)	3-(1)	
3	折込み 6	右下図	「サグラダ=ファミリア」キャプション中、「1882年からスペインのバルセロナでガウディが建築をはじめた教会。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ガウディが建築をはじめた経緯)	3-(3)	
4	7	右下囲み	「●近代とは」中、「ヨーロッパ一般に、古代・中世に続く時代をさし、近世を含めていう場合がある。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (近世の位置付け)	3-(3)	
5	19	9 - 12 左	イギリスではジュール=ヴェルヌが『八十日間世界一周』をあらわし、80日間で世界一周ができることを証明してみせたんだ。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (『八十日間世界一周』執筆の経緯と意味)	3-(3)	
6	20	囲み	「ルソー『社会契約論』」(全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (中略を示す記号がない。)	3-(3)	
7	20	囲み	「ルソー『社会契約論』中、「人間は自由な物として生まれている。」	誤記である。 (「物」)	3-(2)	
8	23	図	「18世紀なかごろの世界」中、海南島の塗色  (97ページ図「19世紀末～20世紀初頭の世界」、213ページ図「1970年代の世界」も同様。)	生徒が誤解するおそれのある図である。 (海南島が属した勢力)	3-(3)	
9	27	図4	「18世紀のヨーロッパ」中、「イギリス王国」	不正確である。 (42ページ図2中、「イングランド王国」の表記に照らして、名称と塗色が正しくない。)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-100		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
10	33	18	江戸幕府の命を受けた松前藩が蝦夷地を支配した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (蝦夷地と松前藩との関係)	3-(3)	
11	33	図4	「昆布ロード」中, 「大平洋」	誤記である。 (「大平洋」)	3-(2)	
12	49	6 - 7	山岳(ジャコバン)派は議会を解散して権力を集中し,	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (山岳派と議会との関係)	3-(3)	
13	51	30 - 31	ここでは大地主の支配が続き, 旧宗主国への経済的従属もまねいた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (経済的従属の対象国)	3-(3)	
14	52	表1	「ウィーン会議(1814~15年)のおもな結果」中, ロシアの項	生徒にとって理解し難い表現である。 (同一内容が二つある。)	3-(3)	
15	59	囲み	「クリミアの天使」中, 「イギリス連邦ジャマイカ出身のメアリー=シーコールは, 」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (当時のイギリスとジャマイカとの関係)	3-(3)	
16	74	図2	「外国船の来航」中, 「⑤英船員大津兵に上陸」 (同図中, 「大津兵」も同様。)	誤記である。 (「大津兵」)	3-(2)	
17	87	12 - 24	「国境と領土」(全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして, 扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2)ウ「日本の国民国家の形成などの学習において, 領土の画定などを取り扱うようにすること。その際, 北方領土に触れる」)	2-(1)	
18	87	図4	「明治初期の国境画定」	不正確である。 (縮尺)	3-(1)	
19	89	表6	「自由党と立憲改進黨」中, 「旧士族・豪農などが支持。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「旧士族」)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 102-100		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
20	91	囲み	「困民党事件—国民国家形成への異議申し立て」中、「政権交代に息苦しさからからの解放」	誤植である。 (「息苦しさからから」)	3-(2)	
21	104	22	台湾征服戦争 (97ページ地図中「台湾征服戦争」, 104ページ図3キャプション「台湾征服戦争」も同様。)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (この名称が一般的であるかのように誤解する。)	3-(3)	
22	105	側注3	1896年、立憲改進黨(→p. 89)を中心に結成された進歩党と自由党が合同した政党。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (憲政党の結成年について誤解する。)	3-(3)	
23	106	図2	「中国分割と日露戦争」中、「朝鮮」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (当時の国名)	3-(3)	
24	118	資料2	「夏目漱石のみたロンドン」中、「1900年1月4日」	不正確である。 (年次)	3-(1)	
25	133	右上囲み	「吉野作造の民本主義」中、「民本主義を定義「一般民衆の利益幸福並びにその意嚮に…方針である」と言ふた。」	脱字である。 (「定義「一般民衆の…」」)	3-(2)	
26	147	上囲み	「関東大震災」中、「10万人以上が死亡するという大惨事であった。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (犠牲者数)	3-(3)	
27	161	10 - 11	1940年、大政翼賛会が発足した。これにより、政党・労働組合はすべて解散し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (大政翼賛会発足と政党・労働組合解散との関係)	3-(3)	
28	163	資料2	「町内会と在日朝鮮人」中、「慰問袋代一戸当十五銭宛(あて)の割当」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ルビ)	3-(3)	
29	165	右下囲み	「戦争の呼び方」中、「アジア太平洋戦争との名称も使われるようになっていいる。」	誤記である。 (「なっている」)	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-100		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
30	172	左上写真	「アメリカの首都ワシントンにある第二次世界大戦記念碑」キャプション中、「一般公開した。」	脱字である。 (「した」)	3-(2)	
31	176	図2	「旧日本帝国領に対する連合国軍の占領」中、「台湾」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (現況)	3-(3)	
32	176	囲み	「マッカーサー」中、「アメリカ陸軍の元将軍」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「元将軍」)	3-(3)	
33	185	17	個人への保障	誤記である。 (「保障」)	3-(2)	
34	185	26 - 28	日本人として戦争を担った朝鮮半島・台湾出身者への補償や未払い賃金の請求、いわゆる「従軍慰安婦」など、未解決の問題は多い。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「未解決の問題」)	3-(3)	
35	195	図	「第二次世界大戦後の世界」中、「1965～73年 ベトナム戦争」	生徒にとって理解し難い表現である。 (194ページ年表中の1965年アジアの項「ベトナム戦争(～75)」及び204ページ6行目「ベトナム戦争(1965～75)」に照らして、理解し難い。)	3-(3)	
36	207	24	北朝鮮との国交回復の課題をのぞいて、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「国交回復」)	3-(3)	
37	213	図	「1970年代の世界」中、右上のカナダ部分	生徒にとって理解し難い図である。 (塗色)	3-(3)	
38	228	17 - 19	冷戦終結後、北米では北米自由貿易協定(NAFTA)、…が成立し、域内の貿易を自由化した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (北米域内の貿易協定の経緯と現状)	3-(3)	
39	231	14 - 16	地震にともなう津波により、福島第一原子力発電所で炉心溶融をともなう大規模事故が発生した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (事故発生の原因)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。



## 検 定 意 見 書

受理番号 102-101		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	折込み ②	中囲み	「歴史のなかの植物」中、「この教科書にも登場するものを含め、」	脱字である。 （「登場するものを含め、」）	3-(2)	
2	折込み ⑤	左上図	「蝦夷錦を着たアイヌの首長イトコイ」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「イトコイ」）	3-(3)	
3	折込み ⑤⑥	左上図	「江戸の風景（「大はし阿たけの夕立」）」キャプション中、「歌川広重が描いた「江戸名所図会」」	不正確である。 （「江戸名所図会」）	3-(1)	
4	折込み ⑥	右下写真	「サグラダ=ファミリア」キャプション中、「1882年からスペインのバルセロナでガウディが建築をはじめた教会。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （ガウディが建築をはじめた経緯）	3-(3)	
5	7	右下囲み	「●近代とは」中、「ヨーロッパ一般に、古代・中世に続く時代をさし、近世を含めていう場合がある。」	生徒にとって理解し難い表現である。 （近世の位置付け）	3-(3)	
6	12	写真7	「崔承喜」キャプション中、「アジア太平洋戦争」  （119ページ中図，132ページ13-14行目，133ページ図6，133ページ10行目	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （この名称が一般的であるかのように誤解する。）	3-(3)	
			，134ページ写真2及び3キャプション，197ページ東条英機内閣関連年表，203ページ年表も同様。）			
7	13	8 - 9	天皇の断髪をきかっけに人々の断髪もすすんだとある。	生徒にとって理解し難い表現である。 （「きかっけ」）	3-(3)	
8	13	囲み	資料3中、「喜多川守貞」	誤記である。 （「喜多川」）	3-(2)	
9	17	13 - 14	イギリスではジュール=ヴェルヌが『八十日間世界一周』をあらわし、80日間で世界一周ができることを証明してみせたんだ。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （『八十日間世界一周』の執筆の経緯と意味）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 102-101		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
10	18	右中囲み	人間は自由な物として生まれている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「物」)	3-(3)	
11	18	右中囲み	「柔然と同じように」	誤記である。 (「柔然」)	3-(2)	
12	22	図3	「16世紀後半から17世紀初頭のユーラシア」中、海南島の塗色 (107ページ図6「北伐と共産党の長征」、169ページ中図も同様。)	生徒が誤解するおそれのある図である。 (海南島が属した勢力)	3-(3)	
13	26	図2	「幕末の北方探検」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (間宮林蔵の探査路)	3-(3)	
14	26	左下囲み	「田沼意次」中、「白河の清き流れに魚すまずにごる田沼の水ぞ恋しき」との川柳も詠まれた。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「川柳」)	3-(3)	
15	27	17	朱子学以外の学問を教えることを禁止し(寛政異学の禁)；	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (朱子学以外の学問を禁じる範囲)	3-(3)	
16	27	図5	「浅間山の大噴火(1783年)」キャプション中、「同年、アイルランドではラキ火山が噴火した。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「アイルランド」)	3-(3)	
17	28	2-4	薩摩藩(島津氏)や江戸幕府に対しては、・・・王国は、薩摩藩の監督のもとに将軍の代替わりごとに慶賀使を、 (28ページ図1及び図2、28ページ9行)	表記が不統一である。 (「薩」,「薩」)	3-(4)	
			目, 31ページ3行目, 54ページ5行目, 同ページ14行目, 同ページ17行目, 同ページ18行目, 同ページ19行目, 同ページ20行目, 55ページ2行目, 同ページ9行目, 同ページ10行目, 同ページ12			
			行目, 同ページ15行目, 同ページ17行目, 同ページ図5, 63ページ4行目, 68ページ7行目, 75ページ下囲み2行目及び4行目も同様。)			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検定意見書

受理番号 102-101		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
18	30	図1	「外国船の来航」中、「⑤英船員大津兵に上陸」 (同図中、「大津兵」も同様。)	誤記である。 (「大津兵」)	3-(2)	
19	33	図5	「台湾の孤立化をはかる清」キャプション中、「遷海令」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的な呼称であるかのように誤解する。)	3-(3)	
20	33	図7	「鎖国中の長崎」キャプション中、「鎖国中の長崎では、オランダと清のみが出島で貿易することがゆるされていた。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (清貿易と出島との関係)	3-(3)	
21	34	下表	「アジア」の項、「1856 第2次アヘン戦争(アロー戦争)」	生徒が誤解するおそれのある表である。 (アロー戦争が1856年のみで終わったかのように誤解する。)	3-(3)	
22	34 - 35	中図	キューバの塗色	生徒が誤解するおそれのある図である。 (フィリピンの塗色に照らして、支配している勢力について誤解する。)	3-(3)	
23	34 - 35	中図	1869年 スエズ運河開通→ヨーロッパ-アジア間の所用日数が大幅に短縮	誤植である。 (「所用日数」)	3-(2)	
24	40 - 11	8 - 11	その混乱のなかで成立した国民公会では、・・・1793年にルイ16世は処刑された。このとき政権をにぎった山岳(ジャコバン)派は議会を解散し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (山岳派と議会との関係)	3-(3)	
25	45	図6	「ラテンアメリカ諸国の独立」中、「メキシコ共和国」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (国名)	3-(3)	
26	54	図1	「江戸の打ちこわし」キャプション中、「米を拾う人は打ちこわしの参加者ではない。」	生徒にとって理解し難い図である。 (図中に「米を拾う人」がいない。)	3-(3)	
27	56	図2	「日本との交渉をおこなうために久里浜(神奈川県)へ上陸したペリー一行(1853年)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「久里浜」と年次)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-101		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
28	59	中右写真	「●文久の遣欧使節団」中、「文久元年に江戸幕府がヨーロッパに派遣した初の使節団である。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年次と「初の使節団」)	3-(3)	
29	67	1 - 11	「北方と南方の国境」(全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2)ウ「日本の国民国家の形成などの学習において、領土の画定などを取り扱うようにすること。その際、北方領土に触れる」)	2-(1)	
30	67	図3	「明治初期の国境画定」	不正確である。 (縮尺)	3-(1)	
31	70	表	「2 日本の北海道旧土人保護法とアイヌ」中、「1896年 土地払い下げの面積制限を大幅に緩和した(北海道土地払下規則)」	生徒が誤解するおそれのある表である。 (年次)	3-(3)	
32	79	13	台湾征服戦争 (73ページ地図中「台湾征服戦争」、79ページ図7も同様。)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (この名称が一般的であるかのように誤解する。)	3-(3)	
33	81	図3	「列強の中国分割」中、「朝鮮」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (当時の国名)	3-(3)	
34	83	表5	「日韓協約」中、「韓国併合条約」	生徒が誤解するおそれのある表である。 (「韓国併合条約」が「日韓協約」に含まれるかのように誤解する。)	3-(3)	
35	85	図6	「全国の鉄道網」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (金沢から北東に延びる路線の線種)	3-(3)	
36	85	右囲み	「足尾銅山鉱毒事件」中、「被害を受けた群馬・栃木の人々は、田中正造らとともに鉱毒被害の防止と保障を求めて運動をおこした。」	誤植である。 (「保障」)	3-(2)	
37	90	資料2	「ロンドンに留学中の夏目漱石の日記」中、「1900年1月4日」	不正確である。 (年次)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-101		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
38	92	表	「資料1 19世紀以降のおもな戦争による死者数」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (死者数)	3-(3)	
39	94	写真5	「女性参政権要求のピラを書く市川房江ら」	誤植である。 (「市川房江」)	3-(2)	
40	101	図2	「対ソ干渉戦争・シベリア出兵とソ連」中、「ニコライエフスタ(尼港)」	誤植である。	3-(2)	
41	103	右中囲み	「吉野作造の民本主義」中、「意嚮(いきょう)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ルビ)	3-(3)	
42	107	右囲み	「柳宗悦と三・一運動」中、「隣人とのまじわりはただ愛がむすぶのである。反抗する彼らよりもいっそう愚かなのは圧迫するわれわれである」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (中略部分が明示されていない。)	3-(3)	
43	118	下表	「国際関係」の項、「1937」の列から「1941」の列にわたる「第二次世界大戦(～45)」	生徒が誤解するおそれのある表である。 (132ページ1-3行目「1939年8月、独ソ不可侵条約がむすばれ、9月にドイツ軍がポーランドに侵攻、同時にソ連もポーランドに侵攻した。第二次世界大戦のはじまりである。」に照らして、期間について誤解	3-(3)	
				する。)		
44	123	図5	「ドイツの拡大と侵略」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (1933年のドイツの領域)	3-(3)	
45	128	写真2	「重慶爆撃」キャプション中、「空襲被害者の補償裁判がおこなわれている。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (裁判の状況について誤解する。)	3-(3)	
46	129	17 - 18	1940年に発足した大政翼賛会によって政党や労働組合が解散した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (大政翼賛会発足と政党・労働組合解散との関係)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-101		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
47	135	写真6	「ドレスデン空襲（1945年）」キャプション中、「犠牲者は推定7万人～13万5千人とされる。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （犠牲者数）	3-(3)	
48	138	15 - 20	1947年3月にアメリカのトルーマン大統領は、・・・これに対してソ連は、10月に各国共産党の間の連絡・調整機関としてコミンフォルムを設立した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （コミンフォルムの設立時期）	3-(3)	
49	141	写真6	「墨塗り教科書」キャプション中、「1945年9月10日、文部省の指示により、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （指示の日付）	3-(3)	
50	147	図3	「日本の敗戦前後の人の移動」中、「満州」	表記が不統一である。 （146ページの表題には「満洲移民」とある。）	3-(4)	
51	149	1 - 2	当初、日本移民はひろく歓迎されました。勤勉であり、低賃金、そして長時間の労働に甘んじたからです。しかし、同じ理由で資料3のようなことになりました。	生徒にとって理解し難い表現である。 （資料3は「ヘイトスピーチ解消法（2016年公布）」であり、時代も国も異なる。）	3-(3)	
52	149	2	なぜでしょうか。	脱字である。	3-(2)	
53	156	右上囲み	「ガーナの独立式典でのエンクルマの国連演説」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （演説の性格）	3-(3)	
54	156	右上囲み	「ガーナの独立式典でのエンクルマの国連演説」中、「今日そして午後、世界に新しいアフリカ人が存在します。」	誤植である。 （「午後」）	3-(2)	
55	157	図5	「アジア諸国の独立」中、台湾	生徒が誤解するおそれのある図である。 （現況）	3-(3)	
56	167	図3	「沖縄の米軍基地」	地図に、学習上必要な年次が示されていない。	2-(10)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。



## 検 定 意 見 書

受理番号 102-101		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
66	193	左下囲み	「不戦条約や平和にかかわる調査活動の例」中, 「(https://www.unesco.or.jp/)」	学習上の参考に供する情報を参照させるウェブページのアドレスは、発行者が管理するものでない。	2-(18)	
67	198	表	「内閣のあゆみ」「50吉田茂④」中, 「1952.10 「バカヤロー」解散」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (1952年10月に「バカヤロー」解散があったかのように誤解する。)	3-(3)	
68	199	表	「内閣のあゆみ」「75宇野宗佑」中, 「1989.8 参議院選挙で自民党大敗」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (選挙の時期)	3-(3)	
69	203	表	年表中, 「2020 東京オリンピック」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (東京オリンピック開催延期の決定に照らして, 誤解する。)	3-(3)	
70	裏見返	図	「世界の国々」中, 「アスタナ」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (カザフスタンの首都名)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検定審査不合格となるべき理由書

受理番号 102-305	学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
--------------	---------	---------	---------	----

## 1. 検定審査不合格理由

本申請図書は、高等学校教科用図書検定基準（平成30年9月18日文部科学省告示第174号）に照らして、以下の理由と「2. 欠陥箇所」に示すとおり、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号。以下、学習指導要領という。）の地理歴史科の目標、歴史総合の目標、内容及び内容の取扱いに照らして、教科用図書としての基本的な構成について重大な欠陥が見られ、教科用図書として適切性を欠いている。

学習指導要領の地理歴史科の目標においては、「社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動」を通じた資質・能力の育成を目指すことを目標としている。また、歴史総合の目標においては、「社会的事象の歴史的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動」を通じた資質・能力の育成を目指すことや、「現代的な諸課題の形成に関わる近現代の歴史を理解すること」を目標としている。

これらに照らして本申請図書の構成を見ると、まず、学習する上で必要と思われる課題の設定がなされておらず、社会的な見方・考え方や社会的事象の見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を行うことが非常に困難である。また、図書の構成として、年代別に事項を羅列的に配していることから、相互の関連が不明確となり、現代的な諸課題と関連付けて近現代の歴史を理解することが困難な構成となっているなど、全体として系統的に構成されておらず、歴史総合の構成として適切なものではない。

また、学習指導要領の内容に示す事項のうち、取り上げていない内容が多数見られるとともに、学習指導要領の内容の取扱いに示す事項についても多くを取り上げていないなど、学習指導要領に沿った内容となっていない。

受理番号 102-305		学校 高等学校		教科 地理歴史		種目 歴史総合		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	全体		全体	学習指導要領に示す地理歴史科の目標に一致していない。 (目標の「社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、」)	1-(2)				
2	全体		全体	学習指導要領に示す歴史総合の目標に従っていない。 (目標の「社会的事象の歴史的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、」)	1-(3)				
3	全体		全体	学習指導要領に示す歴史総合の目標に従っていない。 (目標(1)の「現代的な諸課題の形成に関わる近現代の歴史を理解する」)	1-(3)				
4	全体		全体	学習指導要領の内容に示す事項を取り上げていない。 (内容Aの(1), Aの(2), Bの(1), Bの(4), Cの(1), Cの(4), Dの(1), Dの(4))	1-(3)				
5	全体		全体	学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。 (内容の取扱い(2)のア, (2)のイ, (2)のウの「(1)については、…課題意識をもたせる…学習内容を見通して」、 「(4)については、一つ、あるいは複	1-(3)				
				数の観点について取り上げ、…留意すること。」、 (2)のエの「(1)については、…課題意識をもたせる…学習内容を見通して」、 「(4)については、一つ、あるいは複数の観点について取り上げ、…留意すること。」、 (2)のオの「(1)については、…課題					
				意識をもたせる…学習内容を見通して」、 「(4)については、…Bの(4)及びCの(4)の内容を更に深めたり、 Bの(4)及びCの(4)とは異なる観点を取り上げたりして、…主題を設定すること。」)					
6	全体		全体	学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。 (内容の取扱い(1)のアの「近現代の歴史の変化を大観して理解し、考察、表現できるようにすることに指導の重点を置き、個別の事象のみの理解にとど	1-(3)				
				まることのないよう留意すること。」)					
7	全体		全体	学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。 (内容の取扱い(1)のウの「近現代の歴史と現代的な諸課題との関わりを考察する際には、政治、経済、社会、文化、宗教、生活などの観点から諸事象を	1-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-305		学校 高等学校		教科 地理歴史		種目 歴史総合		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
				取り上げ、近現代の歴史を多面的・多角的に考察できるようにすること。また、過去の視点のみで一面的に現在を捉えたり、現在の視点のみで一面的に過去を捉えたりすることがないよう留意すること。)					
8	全体		全体	学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。 (内容の取扱い(1)のエの「地図、…を積極的に活用し、文化遺産、博物館や公文書館、その他の資料館などを調査・見学したりするなど、具体的に学ぶよう指導を工夫すること。」)	1-(3)				
9	全体		全体	全体として系統的に構成されていない。 (歴史総合の構成として不適切である。)	2-(12)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検定審査不合格理由書

受理番号 102-305	学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
--------------	---------	---------	---------	----

## 1. 検定審査不合格理由

本申請図書は、高等学校教科用図書検定基準（平成30年9月18日文部科学省告示第174号）に照らして、以下の理由と「2. 欠陥箇所」に示すとおり、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号。以下、学習指導要領という。）の地理歴史科の目標、歴史総合の目標、内容及び内容の取扱いに照らして、教科用図書としての基本的な構成について重大な欠陥が見られ、教科用図書として適切性を欠いている。

学習指導要領の地理歴史科の目標においては、「社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動」を通じた資質・能力の育成を目指すことを目標としている。また、歴史総合の目標においては、「社会的事象の歴史的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動」を通じた資質・能力の育成を目指すことや、「現代的な諸課題の形成に関わる近現代の歴史を理解すること」を目標としている。

これらに照らして本申請図書の構成を見ると、まず、学習する上で必要と思われる課題の設定がなされておらず、社会的な見方・考え方や社会的事象の見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を行うことが非常に困難である。また、図書の構成として、年代別に事項を羅列的に配していることから、相互の関連が不明確となり、現代的な諸課題と関連付けて近現代の歴史を理解することが困難な構成となっているなど、全体として系統的に構成されておらず、歴史総合の構成として適切なものではない。

また、学習指導要領の内容に示す事項のうち、取り上げていない内容が多数見られるとともに、学習指導要領の内容の取扱いに示す事項についても多くを取り上げていないなど、学習指導要領に沿った内容となっていない。

受理番号 102-305		学校 高等学校		教科 地理歴史		種目 歴史総合		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	全体		全体	学習指導要領に示す地理歴史科の目標に一致していない。 (目標の「社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、」)	1-(2)				
2	全体		全体	学習指導要領に示す歴史総合の目標に従っていない。 (目標の「社会的事象の歴史的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、」)	1-(3)				
3	全体		全体	学習指導要領に示す歴史総合の目標に従っていない。 (目標(1)の「現代的な諸課題の形成に関わる近現代の歴史を理解する」)	1-(3)				
4	全体		全体	学習指導要領の内容に示す事項を取り上げていない。 (内容Aの(1), Aの(2), Bの(1), Bの(4), Cの(1), Cの(4), Dの(1), Dの(4))	1-(3)				
5	全体		全体	学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。 (内容の取扱い(2)のア, (2)のイ, (2)のウの「(1)については、…課題意識をもたせる…学習内容を見通して」、 「(4)については、一つ、あるいは複	1-(3)				
				数の観点について取り上げ、…留意すること。」、 (2)のエの「(1)については、…課題意識をもたせる…学習内容を見通して」、 「(4)については、一つ、あるいは複数の観点について取り上げ、…留意すること。」、 (2)のオの「(1)については、…課題					
				意識をもたせる…学習内容を見通して」、 「(4)については、…Bの(4)及びCの(4)の内容を更に深めたり、 Bの(4)及びCの(4)とは異なる観点を取り上げたりして、…主題を設定すること。」)					
6	全体		全体	学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。 (内容の取扱い(1)のアの「近現代の歴史の変化を大観して理解し、考察、表現できるようにすることに指導の重点を置き、個別の事象のみの理解にとど	1-(3)				
				まることのないよう留意すること。」)					
7	全体		全体	学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。 (内容の取扱い(1)のウの「近現代の歴史と現代的な諸課題との関わりを考察する際には、政治、経済、社会、文化、宗教、生活などの観点から諸事象を	1-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-305		学校 高等学校		教科 地理歴史		種目 歴史総合		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
				取り上げ、近現代の歴史を多面的・多角的に考察できるようにすること。また、過去の視点のみで一面的に現在を捉えたり、現在の視点のみで一面的に過去を捉えたりすることがないよう留意すること。)					
8	全体		全体	学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。 (内容の取扱い(1)のエの「地図、…を積極的に活用し、文化遺産、博物館や公文書館、その他の資料館などを調査・見学したりするなど、具体的に学ぶよう指導を工夫すること。」)	1-(3)				
9	全体		全体	全体として系統的に構成されていない。 (歴史総合の構成として不適切である。)	2-(12)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。